

しも十分その法との関連を考慮した改正がなされない場合が多いことである。そういう場合には、国会で御採決いただく際に整理していただくということにこれまでもなつておるのでございますが、今回私も気がついております。それは、土地区画整理法という法案があります。この中にやはり市町村農業委員会が出ておるのであります。正をしていただく必要があるのではないかと、かように存するのであります。

○川俣委員 今お気づきの点は土地区画整理法だけでございませう。私は別に気がつくということもあえてここで指摘するわけじゃない。まだあるのですね、そういう意地悪いことを言っているのじゃないのです。それは議員提案と政府提案との相違点をここに発見しておるのです。なぜかという、議員提案であります、各省のこういう

条項の受入れの場合に、特に性格がかわつて来たという場合に、無条件で受入れるかどうかという、他省のその所管法律におきまして、むしろ農業委員会や府県の農業委員会連合会等の干渉をできるだけ受けないという考え方があるわけですね。これを農林省がどうしても農地の保全上、あるいは土地の保全上強硬な申入れによつて、

いや／＼ながらこれらの条項を入れておる法律があるわけですね。従つて議員提案の場合には、そこまでの折衝が及ばないということが、初めてここで私はわかつた。これが政府提案でありましたら、全部そういうものは各省間の意見を調整して出して来るというものが、確かに政府提案の長所だということが初めて発見できた。議員提案であ

りますれば、そういう各省の事務局との折衝がうまく行かないというところから、あえて落されたというふうにも見える。私はこれはミスだとは思わな。むしろ折衝がつかなくなつたために載せられておらないのじゃないかというふうにも理解するんですが、この点はどうなんですか。

○小倉政府委員 政府提案と議員提案におきまして、その間の関係が若干違ふようなお説でございますが、確かにそれは実質問題としてそういうことがあり得ると思ひますが、議員提案の場合におきまして、関係省はそれ／＼提案者のところに参りまして、自分の役所の担当している関係から意見があれば申し出まして、それ／＼御考慮願うということにいたしておられます。大局から申しますれば、さほどの相違は出て来ないのじゃないか、かように存じます。ただ政府提案でありま

ると、関係省の責任者の印判がなければ提案できないということ、その辺が非常に厳重に行われますけれども、議員提案でございませうれば、意見を申し出て来て、採用されなくても法案はそのまゝ進行するというのも、りくつを申せばあり得ることでございます。若干の差はございますが、大差はなからうかと思ひます。

○川俣委員 小倉局長は大差はないと言ひますが、私は大差があるか否かが明瞭にしておく必要があると思ひます。今後の議員提案について非常に考えさせられる点が多いから、これは大差があるのかないのか、あなたは大差がないのだと言われるが、これは各省との連絡が不十分であつたために、ほんとには大差があるのだけれども事務的に及ばなかつたという意味なのか。公式に政府提案であります、ただいま説明のように、責任者の判を要する、同意を要する。こういうためにやはり相違が出て来るのか、この点ははっきりしてもらなければならぬ。私はいい悪いを論じているのじゃないのです。今後の取扱ひの上に大きな問題を残すのでお尋ねしてはしい。議員提案でも、こういうものであつてもいいという考え方、全責任を負われるのであつたならば、当然そういう点について各省との十分な、判をもらつておるのと同じ措置を義務づけられておるというならば、これは私ばかりがな

いと思ひます。議員提案だから義務づけられておらないというのと義務づけられておるのという考え方と、そこに相違があるのです。この点はどうなんですか。

○小倉政府委員 それは形式と申します。法案の提出の手続から申しますと、関係省の同意を要するのと要しないというのでは非常に違いがあるのではありませんが、議員提案の場合におきましても、おも立つた関係省が閣議に、こういう法案が提案になるといふことを報告し、また関係省が全部それに向つて意見がある向きは、閣議に意見を提出するといふことになっております。そういう意見が出て参りますれば、それ／＼の省が提案者に向つて意見を申し上げると同時に、また主たる関係の役所が、妥当と思われるような意見は提案者に随時申し出るというところで、調整が実際上行われておりました、手続の上から来る大きな違いが実質上大きな違いとなつて現われるとい

うことはあまりなからうということをお願いしておるのであります。

○川俣委員 気がつかないで落しているということになりますと、委員会の活動の縮減になる。これは縮減されてもいいという方針でお出しになつたのか、縮減はすべきでないという考え方でお出しになつたのか、これはひとつ小枝さんに、はなはだ恐縮ですがお尋ねいたします。

○小倉委員 川俣委員からお尋ねの問題は、われ／＼としてはそういうことのために縮減されてはならないと考へておるのであります。従ひまして私の考へといひましては、大した縮減を受けるようなことはないと思ひますが、そういう点があるかも知れません。この法案が通過いたしましたあかつきには十分検討いたしまして、すみやかにその処置を講じなければならぬと思ひます。

○川俣委員 縮減する意思はないといふことになると、他の法案に、法律または政令等に農業委員会の意見を徴しなければならないという規定があるのを落しておきまうと、意見を聞かなければならないということが必要でなくなつて来るわけですね。あるいはその法案に訂正を加えておくと、あるいは所管官庁の了解を得て、この法律に条文を載せて、そこで範囲が及ぶように修正を加えておかしなければならぬと思ひます。この法律が通つてからあとでいひましても、これは来国会になつてしまふと思ひます。ただ、あえて縮減をいひまさないで、こういう意味でお出しになつたといふから、その方まで手を延ばさぬで

もいい、こういうことで縮減を考へられてゐるなら、私はそれでいいと思ひます。だからほんとに縮減を考へられてゐるのか。私は決して無理な質問をしてゐるのではない、縮減を考へられてゐるのか、あるいはミスによつて見落しになつてゐるのか、どちらですか、こういうことをお尋ねしてゐる。当然加えられてゐるのだけれども、それはもうそこまで活動の範囲を縮減してもよろしいという意味なのか、その真意が私にはわからないのです。あらゆる点で従来通りの活動をせしめたい、そういうことであれば落してゐるし、そうでなくて、これ以外の関係法律については、そこまで農業委員会が関与しないでもいい、こういうことで落してゐるのか、どつちの意味かわからないからお尋ねしてゐるのです。

○小倉委員 ただいまお尋ねの問題は、今日の農業生産その他いろいろの問題から総合して考へまして、農業委員会の活動が制約をされ、縮減されてはならないと提案者としては考へておられます。従ひまして、私といたしましては、大體今の委員会法と大差がないと考へておられます。もしもそういうミスがあるといひましたならば、この際各省の了解を得まして、すみやかにそういう縮減のないようにとりはからうといひ考へておられます。

○川俣委員 そうすると、提案者並びに経済局は、それは見落しである、こういう見解をとつてよろしいのですか。見落しであるから、もしも出て参りましたならばそれを追加する、こういうお考えのように提案者は申し述べておられますが、経済局長はどうなんですか。

れはまったく提案者の御説明の通り、
できるだけいゝな機会に補正して

府提案もほぼ同じだと思ふのであります。従来、県の農業委員会は、県の

らば、そういう性格のものであります
ならば、これに前と同じような権限を

かに一面は非常に性格がかわる、従つて権限もかわつてゐるのであります

の政府提案の法案と、根本的な趣旨はかわつておらないので、私が申し上げ

てたが、あるいはしよつちゆう改正をすることは、望ましくないといふことは申すまでもないのでございまして、そういうために団体関係の法律が慎重に国会で御審議になつておることだうかと、私も推察いたしておるのであります。

○川俣委員 この点明快にする必要がある。農業協同組合は農民の一つの自主的な機関である。団体員の意向あるいは団体の構成者の意向というふうなものによつてある程度提案されることも妥当性を持つて来る。こういう公民権的色彩を持つておるものに対する制限や是正は、あたかも自分の農業団体であるかのごとき観念を持つて改正に当るといふことについては、十分慎重なればならぬ問題ではないか。従つて私は、必ずしも好ましい形ではないのでありますけれども、議員提案にいたしまして、単にこれは農業委員会という立場というものから離れて、あるいは農林省という立場から離れて、一つのこれは行政機関を変更するものであるから、これは各関係官庁及びこの農林常任委員ばかりでなくして、他の意見をも聞いて、内閣委員会の意見等も聞いて、あるいは地方行政委員会等の意見も聞いてこれは処理すべきが妥当ではないかと思ひますけれども、小倉局長は、自分の局内にある団体だから、こういうふうな安易な考案方でこの改正に同意をされたかどうかが、この点伺いたい。

○小倉政府委員 実は今回の議員提案の県の農業会議、これはこの前の政府提案と名前も多少かわつております。内容の構成も若干かわつておるところがございしますが、基本的には、この前

の政府提案と同じような原則の上に立つておるように見受けられるのであります。そしてこの前の政府提案の場合には、御承知のような関係者の討議を十分経たぬのでございまして、その当時と現在と行政組織あるいは行政機関等の考え方が、根本的に政府においてかわつておるとすれば別でございしますが、そういうこともないようでありまして、その点について政府の部内におきまして、根本趣旨について異論はなからう、かように存じております。

○川俣委員 県農業委員会を改組いたしました。法人格のかわつた都道府県農業会議に改めたのであります。この府県農業会議というものは、かわつた面としておもしろいような活動を望んでおるか、もちろん法律にある程度明らかにしてはおりますが、これを明快に、提案理由によりまして、農民の自主的な利益代表機関として大いに活躍せしめたい、こういうところから出て来ておるのですが、自主的な機関ということになりますと、行政機関としての補助を受けたものといふ自主的な活動機関といふものは実質的に異なつて来ることは、昨日申し上げた通りであります。そこで農業会議といふものがどういふ任務を持つておることは、これに明らかになつておるにやうに、おもに農政活動をするあるいは技術活動までいたさう、こういうのであります。農民の生活改善や技術指導の面については、必ずしも私は足鹿君と同一ではありませんが、現に改良普及員が政府の地方公務員的な色彩を持つて活動いたしておる。これはかなり行政面

の仕事をしていておる。これの予算を大蔵省が削減いたしましたのを今度復活いたしておる。しかも生活普及員につきましては増員を行つておる。そして増員を行つた上に、補助を二分の一に減らすというのをさらに参議院では三分の二にいたして

おる。これは農政活動の面というよりも、技術指導いわゆる農民の生活改善の指導その他の技術指導を受持つところの体系をもつていたしておる。これはいつに体系づけ、予算がついておるものであります。従つて政府としてはこれを助長しようとしたしておるのではあらうし、また国会の意思もそこにあつたと思ふのです。その面とだぶつて、局が違ふことに置置まざつて、いろいろなものを置かなければならぬといふ理由がはつきりしない。前の農業委員会の持つておるもののがなぜ統合されたかといふと、御承知の通り、一部をさいて普及員に持つて行つた。技術普及の仕事と普及員に振りかへらした。残つておるものは食糧関係の仕事、農地関係の仕事が残されておる。普及活動の面は普及員の方へ統合されて、農業委員会というものができた。いわゆる農業関係の三委員会が統合されて農業委員会ができたが、出発したときからいつて残されておるものは、農地委員の色彩のものと、食糧調整委員の色彩のものが残されておる。今度はそれをまた編成がえをして、もう一べん農業普及員の方へやつたものと同じようなことをするということになる。今の行政簡素化という線から非常には逸脱した方向へあえて持つて行くのではないかと、そういう誤解を非常に受けやすいと思はれるが、これに對

するあなたの御見解を伺いたい。

○小倉政府委員 この農業委員会の現在あるいは将来の性格を論じた場合に、いろいろのことはもちろん考えられますが、これまでの法律ないし今回提案されております法律によりまして、農業委員会といふものはどういふことをするのかがいふことになりまして、また若干趣がかわつて来るのではないかと思ひます。私どもといたしましては、法律の定めるところによつて仕事を参ります関係上、どうしても法文の書き方に問題があるかと思ふのであります。従来、農業委員会と今回の農業委員会と、その点においてはかわつていないのではないかと私は思ひます。県の農業委員会は県の農業会議になつて非常にかわりますけれども、市町村農業委員会におきましては、今度農業委員会になることによりましてまったく機能あるいは活動分野がかわつたといふ部分はなからうかと思ふのであります。農業委員会の成立のときには、御指摘のように、食糧調整の関係、あるいは農地の関係、あるいは農業改良の関係がむしろ一緒に統合されておりました。その場合の統合と申します仕事は、直接みずから事業をやるということではなくて、そういう三つの仕事に関する行政事務に参与してゐるということでありまして、従いまして農業改良、技術指導といったようなことに關しては、これまで農業委員会も、直接みずからが技術員を持つて、あるいは職員を持つて技術指導をするといふことはまったくございませぬけれども、普及員その他の府県の技術指導につきまして、あるいはもつと広く申しますと、農業改良の

事業につきまして、いろいろ委員会として意見を述べるといふことは一つの大きな使命であつたのであります。その点は今後ともかわらないのであります。ただいろいろ立案の途上におきまして問題があらわれましたことは、農業委員会に技術員を置いてどういふことかといふことがあつたのであります。そうなりますと農業委員会の性格として非常にかわつて来るということが考えられますけれども、今回提案になりました農業委員会を見ますといふと、そういう点についての相違はございませぬので、そういう点はなからう、かように考へるのであります。

○川俣委員 私がお尋ねしてゐるのは二点あつたのです。一つは小倉局長が、自分たちが提案したものと、技術関係を除いては大したかわりはないのだ、こういう説明を先ほどからあるされてゐる。そうだとすれば一体政府提案であつてもよかつたのではないかと、国会が三年もこれを論議したといふことは、同じものでないかといふことが期待されて、討論され審議されておつた。同じようなものであれば、今まで通さなかつたことが非常におかしい。国会が怠けたことになる。これは怠けておつて通さなかつたのか。小倉局長の言うことを聞いておると、国会が怠けておつて、結局はおれの言う通りになつたにやないか、これも聞えないことではない。そうけんかしてゐるとは私は思ひませぬけれども、悪くともればそう言われても仕方がないともいえる。

〔井出委員長退席、佐藤（洋）委員長代理着席〕

同じものを申すのであつたら、なぜこの前通さなかつたのか、技術員の問

題を除いた以外はおれの言つた通りじやないか、それを通さないでおいで今度通すのはどういふわけだ、逆に聞きたいところだ、こういうことだと思ふ。どうも御答弁がそう出て来る。これはもうどうもと思ふ。同じだからいいんだ、こういう御答弁は私は成り立たないと思ふ。同じであつたならば国会はもうと早く通すべきであつた。むしろ問題は、農業委員会のあり方等についてどうも真剣に討議し、もつと将来性あるように具体化してやること、私は最も親切なやり方ではないかと思ふ。だん／＼権限が縮小されて行つて、どこかに行かなければならぬから、この辺で立てこもるやうなやうなことで満足させることは、私は決して親切な指導の仕方ではないと思ふ。本質的にどうしてもこれを生かして行かなければならぬと思ふ、やはり本質的に生きて行けるやうな、その職能の十分發揮できるように、その本質が十分發揮できるように持つて行くことが必要であると思ふ。農業協同組合と普及員の間をまわつて歩いて、よく生きて行かなければならぬといふやうなこと、これは強く希望しても予算の面からだん／＼削減を受けて来るということになつては、自滅せざるを得ない。だから自主的な活動を主体としてやつて行くならば、あるいは農民の利益代表としてやつて行くならば、予算の裏づけなしにもそういう面が必要だからやつて行つたらいいじやないかといふことです。あるいは前のやうに、まだ食糧調整の事務が残されている。あるいは土地委員会的な、農地委員会的なものがまだ／＼残されている。小倉局長は農地委員会的な色彩

が今後弱まつて来るといひますけれども、私は決してそうじやないと思ふ。町村合併に伴ひまして、多くの農地問題が発生して参ります。これは農地問題について局長はあまり無理難解だから、簡単に考えになつておりますけれども、隣村地主といふものが、今度は隣村といふものが非常に広大になつて参る。そうするとその中間にあるところの両村にまたがるような牧野とか山林、あるいは開墾地といふやうな農地問題が、さらに発生して来る余地が多くなつて来ております。これらの問題に対する処理も今よりも以上にふえて行く傾向が出て来ております。また新しい市でもないやうな市が多く出て来ております。一郡一市とか、十箇町村一市といふやうな、歴大な市ができて行く。市ができて参りますと、市の都市計画が行われて、農地が宅地になつて行く、市街地になつて行こうといふやうな場合に、土地の紛争が起つて来ることは明瞭であります。そのために建設委員会に農林委員会が合同審査を申し込んで、これらに対する処理の遺漏なきを希望いたしておるのであります。そういう弊害がだん／＼縮小されて行くのなら、何もわざわざ農林委員会から建設委員会に出向いて行つて、農地問題の解決を迫らぬでもよかつた。それでなく、さらに問題が紛糾し、問題が起りそうでありましたために、あえて農林委員会が建設委員会に合同審査を申し込んだのです。どうも所管が経済局で農地に關係がないからといふやうなことで、農地の仕事が少なくなるやうなといふやうな見解は、私は非常な誤りだと思ふ。農地の紛争はますます／＼頻発をきわめておる。本来の

仕事、行政面の当然受持たなければならぬ仕事があつて来ておるときに、その方はやめるんだ、自主的活動だけやるとか、かわつて来るのであります。今までは、農地問題の紛争は治安に影響し、農民生活に非常な影響を与えるから、行政事務として当然これにかかわるに行政の付属機関として、農業委員会をしてこれに當らしめて、治安の維持並びに農村の紛争を解決した。これは自主的にまかしておけるとするならば、あえて二十数億に及ぶやうな多大の予算をもつて當る必要はないのです。自主的な農民の利益代表機関であるところに、二十数億などという、三十億に近い補助をしなければならぬ理由はない。あるとすれば、他の農業団体についても、水産団体についても、商工団体についても、同様な予算的措置を講じてやらなければならぬ。だろ、こういうことになる。それでなくて、別個に特別な取扱ひをいたしたといふのは、その職能を認めて、その必要を強調して、そこで予算化されておるものと私は信ずる。もう活動の余地がなくなつたとすれば、従来通りの予算の必要がないといふことになつては、御答弁を願ひたい。

な点であります。この技術員に關連いたしまして、農業委員会の性格が非常にかわつた、こういうふうに判断いたしますと、そこにある／＼問題が出て参るのであります。性格がかわつたといふ解釈もできず、あるいはさうでないといふ解釈もできやうと思ひます。ただ今回の議員提案は、技術員の問題に觸れておりません。また技術員による農業委員会の活動には觸れておりません。従ひまして現行法と今回の議員提案とを比べますと、そこに性格上の相違はなからう、こういうふうに申し上げたのであります。政府提案と比べれば、そこに性格上の相違があるなしの問題が、やはり出て参るやうかと思ひます。

それから農地の關係でございまして、御指摘のように、最近の農地の移動あるいは町村合併に伴う在村、不在村の問題等、いろいろやつかいな問題が出ておることは御指摘の通りであります。この農地關係の基本的な問題につきましましては、現在農地法によつて農業委員会の権限が定められておりますが、それを今回の改正によつて大きくかえようといふつもりはございません、またさういふ規定もないのでございまして、その点については現在の権限を大きくいじることにはならぬと考へております。なお最近の地主の問題の処理といふことについては、實際問題として農業委員会あるいは農地會議が大いに活躍しなければならぬといふことは、御説の通りであります。

○川俣委員 まことに御答へが抽象的で、私の質問をそらしておられるのであります。よほど苦しいことと思つております。経済局において農地調整

のことをやらせる、あるいは食糧調整のことをやらせるという任務に、なかなか力が入らないといふことも考えられます。どうしても農政活動のやうなことをやらせて、これを育成して行こう、こういうのだからと思ひますけれども、だん／＼財政状態が困難になつて参りますと、経済局の考えたやうな、農政活動だけでこの団体が存続して行くといふ考え方は、非常に困難になつて来るのじやないかと思ひます。むしろ私は、もう少し総合的な形をとつて、経済局から離れて、むしろ官房につける、総合的な色彩を持つておられるところの官房へつて、そうしてやつて行くといふことまで考へて行くなら別だと思ひます。どうもそこに役所的な、セクトのにおいが残り過ぎておつて、経済局の手でこの農業委員会の改正をはかることがや無理ではないかといふやうに思ひますのであります、小倉局長は無理でないと思へておられますか。

○小倉政府委員 農業委員会の所管についてのお尋ねだったのでございまして、御指摘のように、食糧、供出、割当の關係、あるいは農業改良の關係、あるいは農地の關係等がございまして、それ／＼各局に非常に関係がございまして、むしろ農業委員会の仕事の実際は経済局の仕事といふよりも、そういった關係の局の仕事が多々ございまして、そういう意味におきましてはお説の通りであります。ちやうど協同組合は経済局の所管になつておりますけれども、仕事の内容を見ますと、たとえば米の販売といふことになりますれば、むしろ食糧庁、協同組合の指導といふことになればむしろ改良局という

ようなこととはば似たようなことになつておりました、全体を通ずる問題といたしまして私どもが所管しておる、かようなこととあります。

○川俣委員 小倉局長、それは間違ひであり、曲解です。農業協同組合というものは、農家経営を主体にしたものである。その農家経営の主体の上から食糧、農地というものを考えておるのであります。ところがこの農地委員会というものはそうではなく、最初の出發は行政の末端として、いわゆる農地調整、食糧調整という意味から出發したものであります。ただこれを食糧庁に置くか、あるいは農地局に置くかというところであつたのを、前の農政局の変形を農政局に置いた。本質の問題は違ひであります。農業委員会を協同組合と同じような感覚であなたが案を立てられるから、同じような性格のものを二つつくつたようになつて、紛争が起つて来る。紛争の種は農政局が起つて来る。技術員の問題などは、わざ／＼触れようとは思いませんけれども、同じような感覚で二つつくつたところと、同じような問題が起つて来る。その問題が解決しない。同じような団体を二つつくつたところと、同じような問題が起つたところ。これは逆に言うのです。今まで三年もかかつて国会は何しておるのだということが、あなたの口吻の中に出て来た。腹の中はそうだろうと思ひますけれども、そうではないと思ひます。経済局が自分の中で同じようなものを二つつくつたところと、割切れぬものを割切ろうとするところに、紛争の原因をまいておる。国会を紛争の中にたたき込んだのは、これは経済局だといわなければならぬ。同じような

性格のどん／＼似て来たようなものをつくらうとするところに問題があつた。だから二法案を一緒にしなければならぬ。提案ができないというところになる。本質の違ひものであります。紛争のあるはずがない。別の性格のものを出来る場合に、紛争を起すわけはない。やありませんか。あえてこの問題が起きたのはここに原因があつたと思ひますが、局長はどうお考えですか。

○小倉政府委員 協同組合の例をあげましたのははなはだ悪い例でございます。して、申訳がなかつたと思ひます。しかし問題はやはりございますので、協同組合の一分野とこのたび提案されてゐるような農業委員会制度の一分野とは非常に同じような部分がございまして、また制度として若干同じようであるかと思はれる部分があるばかりでなく、そういうふうに行つて行こうとする考え方はもちろんあるものであります。経済局がそういう考え方を持つておるといふよりも、そういう御主張をなさつてゐる向きがある、こういうこととであります。私どもは、そうではない、農業委員会はあくまで行政機関であり、農業会議はその延長としての自主的な機関というところで考えておりました。かえて考えておるのでございまして、農業委員会の系統団体といふことに考えますと、まさにいろ／＼な分野が重複して参る。そこになお技術員という問題が出て参りますと、よけい問題が複雑になる、こういうことでありますけれども、私どもはこの前の政府提案でもそういう考え方は実はいたしておらなかつたのであります。ただ法案の解釈の仕方、ある

いは今後それをどう発展させるかといふた／＼の主観的な見方がございますので、そういうようなことがいろいろの混線を生じた原因であらうというふうに私は考えております。

○川俣委員 私は、このままで行くとだん／＼紛争して来ると思ひます。それを憂慮してゐるのです。もちろん農業委員会のあり方については、先般足應委員が技術員の問題を除いては明確にいたしておられますが、こういう考え方でいきますと、また技術員の問題に入らざるを得なくなつて来ました。私は、私は深く入らうとは思ひません。さらに紛争を続けると思ひます。今入らないのです。今入らないで、これから問題が起きないかというところ、これは問題として参ります。それはなぜかというところ、農業会議というやうなもので上で結んでおる。本質の違ひたの違ひたを成立させて、そのおのおのの特長を生かそうとしない、だん／＼似たやうなもので、農政活動というやうな点で結んで行こうとするから、そこに農政活動の部面としての分野の争奪戦が行われて来る、あるいは補助金の争奪戦が行われて来るというところの問題を将来に残しておるのです。決して私はこれで割切つていなくと思ひます。農林委員会も、おそろしく法案が執行されますと紛争が起つて参ります。経済局長の考え方とあるいは農協法を提案した人の考え方とは、今法案を通すといふことでは確かに妥協しておられますけれども、本質的な解決をいたしてないのです。それは法案を急ぐから、その必要もありましよう。しかしながら、紛争は今よりもさらに拡大されるということだけは

十分お考えだと思ひますけれども、安心してよろしいのですか。

○小倉政府委員 その問題はこの法案いかんには関係がない。実際の団体の運営担当者、あるいは農民の要望がどちへ行かうかといふことでございまして、これは法案でもつて一応割切つたやうなかつたにいたしてしまつても、決してやはり問題は解決しておらないと思ひます。と申しますのは、まだ輿論と申しますが、国会の御議論を通じて考えましても、こうだといふ意見もございせんし、またいろ／＼農業団体あるいは村の人々の話を聞きましても、こうすればよいといふやうな割切り方の議論はないように思ひます。いろ／＼議論はございしますが、大勢を支配するやうな議論はないように思ひます。その点はやはり今後とも残るやうかと思ひます。ここで割切るよりも、むしろ長い問題として今後の動向を見きわめた上で処置すべきであらうと思ひます。

○川俣委員 私は、今から大体割切れる方向をとつておかないと、これが農村の紛争のもとになり、農林委員会の紛争のもとになる。これを私は憂慮しておるのです。意見のよしあしは別にして、紛争の種をまくやうにすることはどうであらうかといふことなんです。私は、これは解決つかないと申しますけれども、解決つかないことにはないと思ひます。これは経済局が何だか農政活動といふやうな面でもめて行こうとするから問題が紛争して来ると思ひます。技術指導といふものはやはり行政面が受持つのだといふやうな考え方をいたして参りますと、この問題はかえつて割切られる。早く言えば、

技術員といふものは行政的な方向になるべく近づかせるのだといつて割切れば、これは町村に置くとかいふやうなことになつて来る。あるいは別個の公務員的な色彩を濃厚に持たせる、こういうふうになるというところ、割切つて来るのです。自主的な農業団体の中に技術員を持ち込むといふことになると、これは紛争の種をまいてゐるのだ。だから、紛争を解決しようと思ひれば、まんな中に置くよりも外わくに持つて来なければ、何だか予算のついたごちそうみたいなものを目の前に置いて、どつちをとるかといつたら紛争になる。両方から取上げて行つて別のところに置くのならば紛争しません。そしてこれといふことになつたら、共同団結してとるといふことになるかもしれない。共同提携をいたしまして、共同闘争といふやうなことでよそから持つて来るということになるかもしれないけれども、紛争の種にはならない。これは常識だと思ひます。それを、まんな中に置くやうなものをぶら下げておいて、どつちがやつてもいいやうな、どつちも農政活動だといふやうなものを中に置くから、おれの方が本家だ、おれの方が前から持つてゐるのだといふ紛争が起つて来るのです。そこがはつきり割切つておらないといふのです。これは大勢のおもむくところに処するのだといふけれども、大勢なんかはきまるものではない。紛争の渦中に物を役けておいて、解決がつくなんてできるわけのものではないのです。ます／＼火は拡大するだけです。この点は、何か紛争を誘導するやうでありますから、実際は触れなかつたの

ですけれども、ただ問題を解決する意図を持たなければならぬということだけを申し上げておきたかったのです。

そこで次に移りますが、一方普及員というものの活動分野というものを認めて行くのか、あるいは農業委員会の分野を普及活動の面と結びつけるのか、あるいは自主的な農業協同組合の方へ持つて行くのかというところが、将来大きな道になる。農業協同組合の方へ持つて行くのか、あるいは普及活動の方へ行くのか、これは大きな将来のわかれ道なんです。私は、むしろこの問題を解決しておかなければならぬのではないかと、この問題を解決することが一番親切な、忠実なやり方ではないかと私は思う。雨が降つて来る、黄砂だから何とかしてその辺の雨だれを防ぐということも一つの方法でしょうが、それならばだん／＼縮減されて行つて、非常にものを拡大したように農政活動ができるのだから、拡大したと見えないこともないけれども、人の分野入つて行つて拡大したと思うのは、思うだけであまりましう。むしろそれよりも、本来持つていくべきものは、それらの持つていく人の特質がどこにあるのか、どういふところから農業委員会の書記が生れて来たか、そういう部面まで親切に入つて行くこと——これは全体の団体の問題ではないけれども、おの／＼の生れて来たところの本質にできるだけ近づけさせて行くことが、職員に對しましても最も親切なやり方であると思います。それを何とか生かさないければならぬということで、無理な

ところへ片づけようとしたつて、それは決して親切ではないという考え方を私を持つてゐるのです。職員の問題を考へてみた場合でもそうです。団体ではなく職員の場合を考へてみた場合でも、もつと本質的なところにそれらの人を有効に使うことが、最も正しい、最も妥当な効率的な予算の使い方であると思う。このだん／＼予算が縮減されて来るときに、非能率的な、非効率的なところへ持つて行つて予算をとつてしまふことは、これは小倉さんの腕をもちつてしまふ、これは小倉さんのお手です。自由党の人が提案されておりますけれども、事予算の問題になりまふと、自由党が一番弱いのです。予算獲得については野党が一番強い。それを考へてこの法案を出されたからには、よほどの決心をせられておると思ひますけれども、無理なことは長続きしないと思ひます。これに對する小倉局長並びに小枝さんの御見解をお伺ひしたい。

○小倉政府委員 いろいろ重要な問題についてお触れになつたのでございませうが、今回の法案におきまして、重要な点についての考え方がつきりしておらないのではないかと、こういう御意見であります。私どもの農林省の関係から申しますと、技術指導というものは、府県、市町村といつたような公共的な機関でもつて担当して参るのが本筋であるという考え方をいたしておるのであります。その点については、この前の政府提案におきまして、もう考へ方を突はいたしておりました。団体は技術指導をまかせせる、あるいはそれでもつてすりかえるという考

え方はいたしておらなかつたのであります。それから今後の農協方面に對しての助成の問題であります。これについてはもちろん仕事の内容、重要性というところが、程度の予算的措置を必要とするか、また予算の確保ができるかどうかということと非常に関連のあることでは、御説の通りであります。私どももいたしましては、今回提案されました農業委員会法の改正法案の趣旨に立つて予算の獲得に十分努力して参るつもりでございまして、これまでの考へ方と比べまして、この法案による場合には、予算の獲得が特別にむずかしいかな、こういうようなことはないように存じます。

○川俣委員 時間が参りましたから、あと農協法並びに農業委員会法案についての質問は午後後に譲ります。

○佐藤(洋)委員 午後一時半より再開することにして、暫時休憩いたします。

午後三時三十分休憩

午後三時三十分再開

○井出委員 休憩前に引続き會議を開きます。

先般議長の承認を得て暴風雪による北海道の農林被害実情調査のため委員を派遣いたしました。この際その報告を求めるところにいたします。福田喜東君。

○福田(喜)委員 ただいま委員長より求められました北海道におきます暴風雪による農林被害の概況につきまして、一緒に北海道に参りました同僚委員各位のお許しを得ましてその詳細を御報告申し上げたいと存じます。

われ／＼調査班の一行、すなわち私、吉川委員、中村委員、芳賀委員、安藤委員並びに岩隈専門員の六名は、衆議院より正式派遣を命ぜられ、五月十四日午前七時半羽田飛行場より出発いたしました。同日正午北海道庁に到着いたしました。ただちに田中知事以下関係職員並びに農業団体の御参集を願つて、被害の一般状況及び現地側の応急対策、並びに国に對する要望について説明を聞いたのであります。それより深夜兼行をもちまして被害の実情調査及び調査事項について申し上げました。十四日は、道庁での會議終了後ただちに札幌より自動車に分乗いたしました。

沿道被害の状況をつぶさに視察しつつ石狩町に至り、花畔の農業協同組合において、石狩支庁管内及び同町方面についての冷温床の被害状況を聞き、次いで当別町西当別において農家の圃場についてこれを实地に視察いたしました。するとともに、当別町における被害の概況について地方の罹災者の側より説明を受けたのであります。

翌十五日は、まず空知支庁管内に入り、岩見沢市において空知地方における状況の聴取を行いますとともに、幌向地区において冷温床の被害状況を視察いたしました。次いで上川管内に参りまして、富良野町、山部村において冷温床の被害、農家の倒壊、橋梁の破壊の状況を視察したのであります。

町浜山地区の開拓農家八十八戸が突風によつて全滅に近い被害を受けております状況に親しく視察いたしました。その惨状に一瞥を與しますとともに、災害の中から立ち上るうとするその労苦を慰問し、鼓舞激励いたしました。

今回の暴風雨は特に十勝山脈の東部山麓の沢を突き抜ける際に最も強烈な被害を残したのであります。被災民各位に對し深甚なる御同情の言葉を奉げたのであります。引続き黄金道路を経由して日高支庁管内に至り、同夜半浦河町に到着し、支庁長及び被害町村長より説明を受けたのであります。

翌十七日浦河町を出発して、まず四月十八日の水害による様似川の決壊状況を視察し、ついで本桐村において温床の被害状況を調査し、ついで静内川の決壊並びに農地及び農家の被災の状況を視察し、静内町において町当局より風水害の状況について説明を受けました。さらに勇払郡越前川に至り、胆振支庁及び町当局より同管内の災害の状況説明を受け、引続き白老村を調査いたしましたのであります。

翌十八日、四日間の日程を終り、再び札幌に立ち帰りまして、知事以下農務、農地開拓、林務の各部長より、十七日に開會された臨時道議會に對しなされた報告を基礎とした災害報告を受け、あわせて国に對する現地側の要望事項を詳細聴取、意見の交換をいたしました。打合会の後別室において、共済連、購連及び統計調査事務所より、それ／＼の立場に立つての状況説明を受け、今回の調査について万全を期することとしたのであります。

以上をもちまして、現地における調

するよう研究の要があるものと感じた次第であります。次に林産関係諸施設の被害について、これらの復旧資金に對する特別融資が要望せられております。

す。次に風倒木の処理でありますが、道内における木材価格の高騰を抑止しますために、特に国有林において、伐採計画を変更することなく、売却の措置を講ずることが肝要かと存するのであります。

この際特に農林当局の注意を喚起しておきたいことは、倒壊家屋、湿冷床苗しろ用の障子わく等の復旧資材として、国有林に対する払下げ並びに代金の延納措置について、現地側より強い要望が述べられておるのであります。

われ／＼といたしましても、帯広営林局長に対して早急に善処方を促しておいたのでありますが、こういう非常時において民心及び民生を安定させるためには、きわめて敏速な措置を必要とするものであり、特に代金延納措置に

ついでなお明確な結論を出してないやうに思われたのでありますが、國有林当局の善処方を強く要望しておくのであります。

開拓者に与へつつある影響は格別に深刻なものがあります。開拓住宅の全壊二百九十三戸、半壊二百八戸、大破二百五戸、その他農薬施設及び学校の破壊四百五十件に上り、その被害額は二億數千万円と推定されておるのであります。

ます。また開拓地における水田及び畑の受けた被害も、一般農家と同様でありまして、これがために温床資材の購入資金、種子、肥料の購入資金に対する特に手厚い助成を必要とするもの

と存するのであります。一般農地及び農業用施設については、二月二十七、八、四月十九日及び五月九、十日と三次にわたり災害を受け、その復旧事業費は一億一千万円と算定されておるものであります。特に北海道の河川は、大部分が原始河川でありますために、災害にあつて被害は一段とはなはだしいようでありまして、特にわれわれの視察しました日高、胆振地区では、日高山脈に源を発する河川の流程が短いために、年々歳々災害を繰り返しておるのは、まことに遺憾にたえない次第であります。われわれが視察いたしました管内川は、堤防の決壊により約百町歩の農地がまったく砂礫地と化し、その復旧は容易ならぬものがあるように見受けましたが、すみやかに建設、農林両省において調査を完了し、復旧工事を進捗せしめねばならぬと存するのであります。

最後に、今回の災害調査にあつて特に痛感いたしました点について二、三申し上げてみたいのであります。第一は、昨年の冷害にあつても強く指摘されておりましたが、今回においても、気象の予報が非常に遅れております。現地で聞いてみますと、九日の夜十一時過ぎに知らせておるのであります。それより三時間後には猛烈な突風に見舞われ、手の施しようがなかつたということでもあります。

第二点は、資材の備蓄がまったく行われていなかったために、資材調達に非常な苦勞をしておるのみならず、その価格を暴騰せしめておるのであります。非常事態に備えて農協の連合会段階で備蓄制度を研究して見る必要があると思うのであります。

第三点は、北海道における温床床の必要は最も切実なるものであります。三十年以降に降る政府の助成政策が確定いたしておりませんので、現地では非常な危機の念を抱いております。この際明確な方針を打ち出しておく必要があるかと存するのであります。

第四点は、過年度災害に対する補助金の相当額が未交付のままであるという点であります。この点は北海道に限つた問題ではなく、各県共通の問題であります。政府はその方針をすみやかに明確化する必要があるかと存じます。

第五点は、今回の災害にあつて、十二箇町村に対して災害救助法の発動を行つておるものであります。その後における国よりの補助が大幅に削減される傾向にあるということでもあります。

次に第六点としては、農家の建物の今回の災害につきましても、ほとんどまったく共済制度の恩恵を受け得ない状況に置かれておりますことはなほ遺憾なことでもあります。任意共済問題を解決いたしまして、非常時に備える態勢を整備しますことは急務中の急務と存する次第であります。

以上を要しますに、昨年の冷害に引続き今回の暴風雨災害が北海道農業に与へた影響は、まことに軽からざるものがある次第であります。政府としてもまた国会をいたしまして、現地の要望に応へ、今会期中に適切な対策の樹立いたされましよう委員長長初め委員各位にお願いいたしまして、私の報告を終ることといたします。

○井出委員長 この際芳賀委員より、被害に關して簡便なる質疑を行いたいとの申出があります。これを許すに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 それでは芳賀委員。

○芳賀委員 ただいま自由党福田委員より詳細にわたりました北海道の暴風雨災害の調査報告が行われたわけでありましたが、これに關連いたしまして、たゞいまの調査報告を基礎にして農林大臣はいかような対策をこの事態に対して持つておられるかという主要なる点を御表明願ひたいと思つております。特に今国会は会期は明日をもつて終るのであります。さらに政府が意圖されておるところの会期の再延長が行われれば場合におきましても、今月中をもつて会期は終つたことになるわけでございますが、この災害復旧対策等に対しましては、当然予算的の措置あるいは立法上の措置等も必要になつて来ると思つておられますが、それらの措置を講ずる場合におきましては、当然国会の承認等を求める必要のある事態も生じて来ると思つておられます。農林大臣は現段階においていかなる御所信をもつてこの災害を処理されようとしておるか、その点に對してお尋ねいたしたいのであります。

○保利國務大臣 今回の北海道の暴風雨の被害については、たゞいま福田委員から詳細御報告がございました。また政府といたしましては大野國務大臣が北海道に参りまして、親しく現地視察をいたし、一昨夜帰つて、今日の閣議でもつづきに報告を受けました。

農林省といたしましても、主として農業の面と水産関係の面とに災害の焦点をしばりますと、漁業上の損害と、温床苗じろの災害といたふことになるのではないかと感ぜられますので、農業改良局及び水産庁の専門係官を派遣いたしまして、現地の視察をいたし、調査をいたして現地の被害を明らかにし、同時にまた作報事務所におきましても、この災害調査に全力をあげております。中間的な報告も参つております。作報調査は完全にとりまといまします。非常な急いで奮勵をいたしておりますけれども、おそらく今月の末ごろになるのじやないかと考えております。今日の大野國務大臣の報告によりましても、今度の災害の特徴は、むしろ全部がそうだとお考えはございせんけれども、公共的施設の災害が比較的薄く、漁業の面におきましても農業の面におきましても、しほり上げてみれば個人災害に重点がかつて来ておるといふことであります。被災農家—特に根室で操業中に遭難をせられて、今日なおおびただしい消息不明の漁船があるのであります。まことに胸の痛む思いがするわけでございます。

さてこれらに對しましてどういふ措置をとるか。たゞいま福田委員のごらんになり、御指摘になりましたようなことは、これはもうだれしも考えざるを得ない点であるわけでありまして、たとえば温床苗じろの更新、修復に要したる被覆紙等に対する措置をどうするか、あるいは漁業の關係におきましては、漁船の代船建造につきましましては、むしろ漁船保険だけでこれが十分と言へるわけでありませんし、そこに

持つて来て、今日全体的に金融が非常に苦しい最中ではあるけれども、資金のめんどうが必要ではないか、ただめんどろを見るだけではないかという点につきましまして、たゞいま私の方としましては、具体的にこの対策、措置を講じて、研究をいたしておるところでございます。至急成案を得ようという点でございます。至急成案を得ようという点でございます。至急成案を得ようという点でございます。

○芳賀委員 最後に一点お尋ねします。たゞいまの御答弁によつて農林大臣の御意思のほども察知できるわけでありまして、ただ問題の処理については、今国会が終るまでに、明確に、具体的に処理されるという見通しを持つておられるかどうか。その点だけお伺いしておきたいと思ひます。

○保利國務大臣 これは私どもとしても、行政措置でできるだけのことは、むしろ政府の責任においてやらなければならぬと思ひますけれども、国会の御協力を得なければできないものにつきましましては、できるだけさういふふうになければならぬ、かように考えております。

○井出委員長 暫時休憩いたします。

午後三時四十五分休憩
午後八時二十九分開議
○井出委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

引続き、三案を一括して議題といたしますが、まず農協法の改正案について質疑を願いたいと思います。古屋貞雄君。

○古屋(貞)委員 第一にお尋ねしたいのは、現在の改正の目的を承りたい。

○金子委員 今度の農協同組合法の改正の目的がどこにあるかというたがいまのお尋ねであります。これはお手元にあるかどうか分かりませんが、私が説明いたしました提案理由の説明書にありますので、こまかいことはそれをお読み願うことといたしまして、簡単に重点的に御説明申し上げます。

協同組合法全般にたいま問題になつております農協同組合共済の監督規定がまづたくなため、この保険類似行為に対して、大蔵省からのいろいろの問題が起きて来ておりますので、この保険類似の問題について結論をつけることは別といたしまして、少くとも現にやりつある協同組合共済が手放しの状態ではなく、一つの監督規定のもとに行われて行くという体系をどうしてもとらなければならぬ。そうでありまふと北海道、長野県等において相当実質的に事業が進んでおりますこの共済が、また路頭に迷うような過去の歴史に見たような状態になることは困るので、この際どうしてもこれを緊急に入れなくちゃならぬということが一つ。これは緊急性の問題であります。

それからなお全般的な問題といたしましては役員選挙の問題、役員の責任規定を強化している問題、それから若干監督規定を強化しております。それらが主なる点であります。

最後に一昨年来問題になつております協同組合の現段階の、各県にありま指導連合会、それから全国段階における指導連合会が非常に弱体化いたしましたので、のみならず相当赤字も背負つており、指導力も貧困になつておりますので、これを強化するための一つの方式として中央会の設立が問題になつております。これはかつて二回ほど提案になつておるのでありますが、現段階において全体の協同組合の状態を見ますと、終戦後の協同組合が放任主義の形をとつておりましたために、相当経理上おもしろからぬ問題もできております。いわゆる経営上の指導監督といふものが緊要の問題であります。

その点を重点的に働かせるために現段階の指導連を中央会の形にして、かつての産業組合中央会と監査連合会の合体したような姿のものをここで打立てる、これが大体主であります。なお中央会について付言しておきますが、この中央会が、純然たる協同組合法の中で中央会を立てることがいいか、あるいは現在の農協同組合法の外で中央会という性格を出すべきでないかというような個人の意見もあるものであります。しかしさういふような根本的な法律案を出すためには、時間的にも研究的にも間に合いませんので、一応政府がかつて考えておりましたところの、協同組合法の中で中央会を立てて行くというところは、少し割切れない問題があるのでありますけれども、諸種の事情から一応それを中心にして考えたわけであります。以上が大体今度の法律を出したゆゑんであります。これは私が今さら申し上げなくても、大体提案理由の説明書の中に

書いてあると存じておりますので、詳しくはそれをごらん願いたいと思ひます。

○古屋(貞)委員 よくわかりました。そこで今度御提案になりました中央会の性格、権限、これを承りたいと思ひます。

○金子委員 農協同組合中央会の目的、事業、さういつたようなことは、はなはだ恐れ入りますが、要綱の四ページ、五ページにございまして、たとえば事業につきましては、組合の組織、事業及び経営の指導、二、組合の監督、三、組合に関する教育及び情報の提供、四、組合の連絡及び組合に関する紛争の調停、五、組合に関する調査及び研究、六、前各号の事業の外、中央会の目的を達成するために必要な事業、以上の事業を行ひまして、そして組合の健全な発達をはかるように働くことがこの中央会設立の目的でございます。

○古屋(貞)委員 そこで承りたいのですが、御提案を拝見いたしますと、中央会においては、全国中央会は地域的に強制的に行われておりますが、いわゆる加入、脱退につきましては、全国中央会におきましては強制的に全部が当然に加入すべきものである。しかし都道府県の中央会につきましては、加入脱退は自由である。この區別はどういう目的において區別されておるのか、この區別した理由を承りたい。

○金子委員 はなはだ恐れ入りますが、今のところはちよつと私にはよくわからないのでございしますが、さういふふうに法文ができていないように思つておるのでございします。

○古屋(貞)委員 それではどういふう

うにできておるのですか。

○小倉政府委員 ただいまのお尋ねの点でございしますが、法案は県の中央会に加入するといふのは協同組合の自由になつております。その自由な意思決定に基いて加入すれば、今度は全国中央会には当然加入することになる、さういふことでございします。従ひまして全然別建にしておいて、県の中央会は自由であり、全国中央会は強制であるといふことではございません。

○古屋(貞)委員 ただいまの御説明でよくわかりましたが、都道府県の中央会に加入、脱退が自由であつて、そこに入りまふと当然に今度は中央会になるのだ、さういふことなんですね、従ひまして結局地方の都道府県に対する加入、脱退が自由であれば、さらにその脱退、加入は全国中央会にも加入、脱退をいたすことは自由だということにならぬと、いわゆる任意組合であり、農民の自主的な組合だといふ性格に非常に類似を来す、食ひ違ひが出る、かように思ひますが、その点はいかがですか。

○金子委員 この問題は、ゆうべ相当数回繰返して論議された問題でありまして、私も、ゆうべ先生はいらつしやしませんので、また繰返して御説明申し上げます。この問題につきましては、当初に申し上げた通り、この中央会のあり方といふものがかつての産業組合中央会、それから産業組合監査連合会、さういふような性格をそこに盛り込もうとしていた結果、現段階の協同組合からは少しく性格がかわつていふような点があるといふことを御説明申し上げたのであります。そこで加入、脱退の自由と申しまふけれども、

どうして府県の中央会に加入したときに、全国へ当然加入するといふ形をとつたかと申しますと、もと／＼この法律が発表するときには、全国中央会、各県の支会、各郡には部会さういふような形になつて指導機関があつたのであります。従つてさういふふうな構想で最初に生れつあつたのであります。その中途において全国中央会の下部組織としての県の組織でなしに、県自体も一つの独立性を持つべきだといふ意見が出たために、これが二重加入であり、県の段階に加入すると当然加入するといふような変態になつたのであります。もし支会といふ形であれば当然支会に入ればは全国団体の会員になるといふことは当然のことなんです。それならば県が独立してもなぜそれを二重に加入せねばならぬかといふと、大体においてこの単位組合におきまして、組合の経営、監督、指導といふようなことは、単なる県だけで済む場合と、あるいは全国中央会といふものと県と協力の形で単位組合の監督、指導なり、仕事に当らなくてはならぬ場合とがたゞさんあるものであります。さういふときに、全国の中央会といふものが単位組合といふものの会員でない者に協力してこの仕事をやるというところは、そこに理不尽な問題が出て参ります。さういふ関係から、県の連合会に入つた場合には、全国の中央会には当然に加入になると、さういふのであります。別にそれが入るのがいやであれば県の連合会に入らなければ全国の中に入らない、これは全国と県と別々な団体といふ性格になる関係上、二重加入といふものが強制という形に当然加入といふものが

強制という形に当然加入といふものが

出ておりますけれども、仕事の上におきましては、県の段階におきましては、かつての全国中央会に対する県支会と同じ性格の仕事をする計画でございます。そういう関係から当然こういうものが出て来るわけでありまして、もしそれに對して私の説明が足りないで御理解ができないとすれば、あなたがかつての産業組合時代における中央会、支会と単位組合に対するその事業の働きの関係を振りかへつてお考えになりますと、その問題がびつたりと理解がおつきになるんじゃないか、こういうふうな考えなのであります。

○古屋(眞)委員 たいま御答弁いただきましたが、かつての産業、さようなるのは半強制的な関係で組織されたものでございまして、今回の農業協同組合の根本的な本質と異なるということになると私は思うのです。だからそれを想像して考えるということとは、それならば現在の農業協同組合の本質というものを棄てるといふ御答弁だと私は思う。

そこで私は伺いたい。繰返して申し上げたいのは、かつての産業組合法に基く組織と、今回の農業協同組合は、私は根本から違つておると思うのです。純然たる自主性を持つた協同組合であつて、やはり何らの制約を受けない、しかも強制的に統一をするということとはなくして、自由意思のために考えられた一つの農業協同組合法だと考へております。私どもは農業協同組合の本質は、少くとも自主性が中心になり、農民の経済的發展と地位の向上を考へ、しかも一方においては民主主義的な自主制を尊重されたものである。かように考へておりますので、た

まの御答弁は、かつての産業組合法を考へていただければよいと、こういうお話でありますけれども、さういふなる多少の制約が行われる、私どもは、農業協同組合は制約を受けない、自主的なものだと思ひます。これを権力やあるいは統制をされるということになると、本質をなくするのだということになると思ひます。ことに私承りたひのは、根本的に農業協同組合の本質というものは農民自身のものであり、農民の経済を向上するものであり、増進するものであるというふうな承つておるのですが、それはやはりかつての産業組合法と同じものでございましてよろか。

○井出委員 ちよつと古屋委員に申し上げますが、委員長たいま伺つておりました、先ほどの御議論は、この委員会で反覆繰返されたように思ひます。そこで提案者の方から答弁がございまして、爾余の御質問をなるべく簡潔にお願いしたいと思ひます。

○古屋(眞)委員 その点を簡潔に伺つてから入りたいと思ひます。

○金子委員 私の知る範囲におきましては、過去における産業組合法も決して強制的な点はなかつたと思つております。農業会になりましたから初めて加入脱退の自由を禁止するところが、購取事業の自由を禁止するところがありましたが、私どもが十数年やつて参りました産業組合には、そういう束縛、強制的なものはなかつたように考へております。それから當時におきまして中央会というものは、産業組合法の中におきまして中央会ではなくて、中央会という別な組織のもとに行われておりました。その後監査連合会というものが協同組合にできましたが、監査連合会も強制的ではなかつたのであります。それで中央会に對しましてあくまで加入脱退の自由の原則の上に立つべきだ、自主制を持つべきだということでは、今の協同組合法の本則はその通りであります。さうでありますからして、この中に中央会というものを置くにつきは、特に中央会というものの部門だけ別な取上げ方をしなければならぬというので、法律をこらんに取りますとわかりませんが、別立てにこ

○古屋(眞)委員 従来の指導連の指導が非常にと不十分であつて、それを強化するためにこつくりになつたということの御説明を承つたのであります。しかし私ども考へますに、農林省は農林省で行政的な他の面において指導をしており、それからたいま御提案になりました改正案によりまして、それに似通つたようなものになつて来るので、従来の二本建を一本建にするようにお考へになつておるのか、それともやはり従来の通り二本建の指導はそのまゝに行われておるのか、自主的に指導するのと、行政庁の指導するのと二本建を、一本のものにまとめるお考へのもとにかような改正案が出されたのか、その点どうですか。

○金子委員 中央会がどういふ目的でやるかという点につきましては、さういふ御説明申し上げた通りであります。その目的を遂行する中で、ことに私どもが最も重点を置きますことは、現段階におきましますところの全国の協同組合の姿態を見ますに、一番欠けておる問題は経理と経営能力である。言いかえれば、率直に申し上げま

すと、協同組合の経営者自体に計数的な経営能力が欠けておる、これはただ選挙によつて出て来るのでありまして無理からぬ。たとえば村の有力者にいたしたところで、一年数十万の経理の中に立つていた方が、一躍数千万といふふうな、しかも数十にわたる勘定科目の算算表をもとにして経理をやつて行くといふことに相当無理がある。そこでこの面をまず指導機関が強力に推進して行かなければいけない、こういう点から私どものこの中央会の一番大きく取上げなければならぬことは、経営指導する、経理の指導をする、同時に監査を行う、従つてこれは見方によりますと、地方庁なり、あるいは国なりそれ自体がやつてもいい仕事であるとも言えるのであります。しかしながら、實際の問題といつたしまし、あるいはこれを一切国の管理にまかせるといふことになりまして、それこそあなたのおつしやるように自主性をまつたく喪失してしまふ。そして角をためて牛を殺すような結果が出て来るかもしれない。そこで一方にはその間の指導監督の仕事の補助的な仕事をすると同時に、一方には、それを運営する上には、組合を組織した一つの自主性をそこに持たして行く、こういうふうな考へ方でありまして、この協同組合法の中で、協同組合の基本はさう考へておられますけれども、この中で置く中央会法におきましては、一般の購取事業組合、一般の協同組合と少し別な性格を持たせてある、こういうことは再三申し上げた通りであります。

○古屋(眞)委員 私が申し上げたいのは、県の中央会には加盟したいけれども、中央の全国中央会には加盟したくないという点がある場合は、制約を受ける点があります場合は一つと、たゞいま御説明のように、自主性に対して相当障害を与えられて来ましたら、農業協同組合法の根本的な本質を、統制されてしまふのだから破棄してしまふのだという点をおそれて、私は今の質問を申し上げたのです。そこでただ経営面の指導監督をすれば農業協同組合はよくなるんだというふうな考へでございましてよろか。それとも農業協同組合の現在の組織、本質の場合に非常な欠陥があつて、さうしてこの中央会なり全国中央会という指導機関を改めれば、一体これで農業協同組合の仕事の上において、今のようないふ赤字の出るようなことのない、目的を達し得ることができるとかどうか、この点はどうかしよう。これは農林省にお尋ねしてもつけようです。

○金子委員 提案者もこの問題につきまして、今の経理監査なり経営の指導をすれば、組合の赤字が消えてつぱになる、さういふふうな端的には考へておりません。しかしながら協同組合の経営の上には、組合員の教育の問題もありまして、あるいは経営者の手腕の問題もありまして、あるいは土地の問題もありまして、あるいは自立的な立地条件の問題もありまして、さういふことが私どもも現段階の協同組合を見ましたときに、一番大切な、経営機関でありながら経理が十分的確に行われていないきらいがあることは事実であります。従つて何といつたしましても、経営団体はその経理と経営システムをはつきり、しかもその運営を間違わないようにやらせようということ

が基本的な問題でありますからして、私はこれは協同組合の将来の発展の上に大きな役割を果す。しかしながらこれができたから協同組合は赤字が消えるんだ、そういうふうな中央会に設立で全部が間に合うんだというふうには考えておられない次第であります。○古屋(貞)委員 私はこの指導に對する強化をいたしますよりも、今の農業協同組合の赤字が出たり、あるいは農業協同組合が発展いたしません一つの根本的な問題は、やはり経営能力の問題であるとか、あるいは責任制の問題であるとか、あるいは特に現在のようない関係において資金の面であるとか、それから一つの企業体としては、資本主義経済組織のもとにおいては最も弱体化された一つの企業体というところに私は考えられるのであります。従いまして指導だけを強化いたしまして、この問題は解決がつかないと思ふ。従いまして根本的な問題に手をつけていただくことが非常にいいんじやないか、この点につきましては、やはり資金の面などは非常に重要性を持つて来る。それから経営能力の面も非常に問題を持つて来る。というところは、この中央会というものが生れることによつて、経営面の問題も指導面がはつきり出て来ないと思ふのです。それよりも別の面において経営面の問題、資金面の問題、こういう問題が非常に農業協同組合の現状から行きまして大切な問題であると思ふのですが、この点については、今回の改正の御提案の中には、その資金の面、経営面についての関係がないようでございますが、この点はどうか考えになつておりますか。

○金子委員 この法律は、一番最初の御質問にお答え申し上げた通りの目的と、どの点を改正するかと申しましたから、こういう点とこういう点を改正しまして、組合経営の運用や資金のこととはこの法律に書くべき性格のものではないと見ますので、それは書いてはありせん。しかしながら組合の経営能力と云うお話が今ありましたけれども、組合の経理に對して自信を持つた経営をするというところは、組合経営能力の一番大きな要素であります。従つてその要素が経営上欠けておると、それはなぜ欠けておると申しますと、さういふ一つの例をもつて申し上げますが、農村の仲間の中から選挙されても、組合長なり専務理事になりました、今日少しく大きい村になりますれば、一つの単位組合ですら、その貯金は億に近い数字になつておる。しかもその事業は信用事業、購買事業、販売事業、利用事業という、世の中の非常な広汎な事業を一手にまゝめております。従つてあなたが、あなたの果のあらはあなたの村の協同組合の資産表を、ごらんになつても、おそろく協同組合の資産表くらい勘定科目の煩瑣な資産表は、三井、三菱みたいな会社でもあれだけ複雑な資産表を持つてゐるものはないのであります。そういうような複雑な経理をしなければならぬ。しかも今日複式簿記を使つております。そういう経理を、組合長になつたからというて、それをすぐできるわけにありません。現実私どもが協同組合の欠損をした組合、諸君の停止をした組合を見ましても、その組合長、専務がどこでどういふ損をしたかといふ

ことが的確にわかり得ない、そして諸君の停止をしてゐる大きな組合も相当見えるのであります。でありますからして、この中央会の一番大事な仕事と云うことを申し上げたけれども、これによつて組合が起死回生の道があるといふのはなしに、まず組合の経理、経営といふものを、かつては支会あるいは部会といふようなことで、産業組合時代に相当強化して参りましたものが、終戦後におきまして組合に對しては官あるいは上から経営そのものに対してあまり口ばしを出すべきでないといふ方向になりましたために、今はさういふふうな組織でない。そして今の指導連といふものは、その仕事よりかむしろ農政活動その他の教育等に力を入れている關係上、その組合の経理、経営に對する指導能力が非常に低くなつております。これはあなたの果に行つてもその通りであります。そのようにしまして全国的にこの傾向があるといふことは事実なんでありませう。だからして、これを今の指導連がもうこれ以上あの程度の仕事をしておらずと、単位組合からの負担金が大体において納まらないためにたくさん赤字を生みつつあるのではありません。従つてこの指導連のあり方に対しては、この辺で終止符を打つべきものだという見解を私も持つております。○古屋(貞)委員 それでただいま私が心配してゐるのと御質問申し上げてゐる關係は、この法案が通過いたしました結果、かつての農業会といふようなものにはなりはしないか。その農業会の弊害を農民はしみ、今日まで味やつて來ましたので、その点が一つ。

それからもう一つは、ただいまの御答弁によりまして、指導啓発するとおしやつていますけれども、各地方自治体において、非常にこういう経理面の何と申しまして、訓練指導の講習会を開いてしきりにやつておりますが、これでは不十分であるから別にやらなければならぬといふことなんではないか。それとも地方自治体が現在やつておりますが、それをそのまま強化して行けば、改正をしなくても目的を達し得るのではないかと思ひますが、その点どうなんでしょうか。○金子委員 今の質問に對して率直に申し上げます。今の中央地方の機關では、今の協同組合が現実によつております経理に對して、その指導なりあるいは監督なり、さういふ面だけを取上げてみましても、不十分であります。不十分でありますからさういふ機關をどうしてもつくる必要がある、さう信じております。それからこの法律によつて、かつての農業会のような形になつてしまふのではないか、さういふような御意見でありましたが、これは協同組合全般に對する強制加入をやるとか何とかいふことをきめてあるのではございませんので、今までの協同組合法の基本法に對しては、さういふ申し上げた三種の点について改正を加へまして、特にその協同組合法の中に中央会という制度を置いたがゆゑに、さういふ御疑問が出ると思ひますが、この中央会は、あくまでも協同組合法の中の一つの部門として中央会の制度をここに設けたのであります。従つてただいまあなたの御懸念のようにな、協同組合の中央会といふものをここでさしはさんだがゆゑに、今後中

央会が農業会のようなことになつてしまふのではないかといふことは、私はないとこれは、はつきり申し上げられるわけでありませう。○古屋(貞)委員 この改正法案を拝見いたしますと、予算の範圍内において国でその費用の一部を負担するといふような規定があるようですが、現在各地方自治体においてやつておりますところの農業協同組合に對する経理の技術の面、それから指導の面、この方面に對して予算を流して参りますならば、これと同じ目的を私は達し得られると思ひます。さうしてあえて農業協同組合の本質でありますところの自主性といふものに制約を加へなくても、その方面において私は目的を達し得られると思ふ。ことに経理に對する技術の問題につきましては、何もう特別に指導いたさなくても、さういふような技術者が農業協同組合に採用されますならば、単なる帳簿上の技術といふものは、そのほかの面で十分補へると私は思ひます。ことにただいま私が申し上げました、地方自治体が各地方の事情に即して、特殊性に即して指導啓発をいたしておらずと云うところの方面に、この国家の予算を流していただくまづならば、あえてさういふような御苦心をなさなくても、私は十分に目的を達し得られると思ひます。ございますが、その点はいかがでございますか。○金子委員 どのくらいの予算を一体使うかといふことによつて、非常に多額の金を国家が支出いたしまして、さうして地方に配付して、地方が地方自治体に對して協同組合の指導監督その他のことをやれといふことになり

ますれば、これはおのずから別問題でありまうけれども、私どもの構想してある現実的な面をいたしましては、かりに全国に対して五千万や八千万の金を各県にわたって仮定した程度では、とうてい各県の職員だけで十分なあれがでることは考えられないのであります。またもう一つには、官の立場にある人たちが経理なり監査なりに専門に携わりますと、ややもすると経営指導の立場からの監査というよりも、むしろ摘発的な監査というようになります。これは過去の経験においても明らかでございます。産業組合時代に、ものでは官の方もやるけれども、同時に半官半民ということになる、少し言葉が適切でないのではありませんけれども、ある程度まで強力な、自主的ではあるが指示権もあり監査権を持っていたものがこれをやるということになれば、一番結果として適切なものが出るであろう。これは過去の経験においてそういうことがありましたので、そういう形をとることが私は妥当だと考えております。

○松岡委員 議事進行に關して……提案者の説明は先般詳細をきわめております。またこれに対して足鹿君からは実に綿密なる御質問がいたされております。同一党内において、提案者の説明も聞かずに、そして同一党内においての質問がほとんど同じのような状態になつておるといふことは、時間を節約する上からいっても、いかように考えられておるか、委員長のお考えを伺いたい。

○井出委員長 ただいまの松岡委員の御発言につきまして、私も一部さうなふうに認識をいたしましたので、先ほど古屋委員に御注意を申し上げたわけでございます。どうか古屋さんにおかれては、その点を御了承いたしたい、なるべく重複を避けてお願いしたいと思ひます。

○古屋(貞)委員 私は今の松岡委員の発言は非常に不服なものでございます。それはやはり同じことを質疑いたしましたも、同じことであつても、やはりそこにはじみ出る感じは違ふと思ひます。どうして私の質問が悪い、こうおつしやるなら、おつしやるように私も考えなければならぬと思ひますが、委員長からそういう御注意の点でありますから、御注意の点は重々私尊重いたしまして質問をいたしておるのであります。

そこで私は、この農業協同組合の今回の改正は、根本的な大きな問題でございまして、明日で会期が切れるというならばこんな質問を私は申し上げません。けれども、あと十日ございませう。私はなるべく意を尽し、十分に審議をされて、そして制定されることによつて、農民が納得するということに私は問題は帰着すると思ひのであります。もと／＼農業協同組合の本質から考えましても、現在の経済組織のものとにおいては、相当根本において欠陥のあるのですから、その欠陥があるものをどう持つて行けばほんとうの今の実情に沿うかという御苦心が、御提案者にもあつたと私は思ひます。従ひまして私が質問いたしますところも、あるいは重複するかもしれませんが、けれども、その観点は、やはり承りま

す私どもの感じから申せば、やはりおのずから人考え方が違つて、次の質問が生れて来るというこの意味で、私は質問を申し上げておるのですが、さういふ委員長の御注意に対する關係につきましては、了承いたします。しかし私は前に承つておらぬから、お前は知らないのに来て、やたらさういふことをやるのはけしからぬじやないか、こういう御議論もなげな御議論ではないと思ひますけれども、私どもの発言に對しましては、相当尊重していただかなければならぬと思ひます。

そこでただいまの御答弁の中に、予算の面についてお金の金だとおつしやつておられますけれども、そういう予算は、これが通過しますと、はつきりきまつておるのでしようか。

○金子委員 私はきまつておるとかきまつておらぬとかいうことを申し上げたのではありませんに、かりにこの予算が当初に出されるときに、約七、八千万のものゝ組まれておることを覚えておりますので、その予算に對して、私は予算がとれるかとれないかといふことを言つたのではなくて、かつてこの法律が最初にかつたときに、そういうものが裏づいていたことがありまして、かりにといふことをきまつてもくれ／＼も申し上げておるわけでありませう。かりにその程度のものがあつたとしても、さういふことを申し上げておるわけでありませう。それからもう一つは、前に國家が莫大な予算を出して行つたとすれば、これは別でありませうが、さういふことも申し上げておるわけでありませう。この法案に對して、その金がとれるかといふことにつきましては、決して私は申し上げてあ

りませんので、どうぞその点は御了解願ひたいと思ひます。

○中村(時)委員 事務當局にお尋ねするのですけれども、きよう政務次官が、大体これに対する予算の裏づけは考へておると、さういふふうにおつしやつておると、これはみなお聞きの通りである。大体その予算の裏づけに對する考へ方といふものは幾らぐらいいんですか。大体前と同じくらいですか。

○小倉政府委員 その点は昨日でございまして、本委員会が政務次官、それから大蔵省の主計局長からいろいろお答えがございした通りでございます。まして、もちろん二十九年の予算といたしましては、すでに時機を失しておりますので、金額を計上してございせんけれども、ただいま提案者からその点に触れましたように、二十八年の予算で計上した例がございしますので、さういふ例等も参照して、しかるべく予算の措置を講ずるといふつもりでございます。

○中村(時)委員 調するじやなくて、金額は大体幾らぐらいいですか、前と同じですか。

○小倉政府委員 ただいま申し上げました通り、二十八年に計上したとき、の例に準じて考へたい、かように思ひます。

○古屋(貞)委員 その点で私も承りたのですが、さうすると七、八千万円といふのですが、それはこの法案が通過いたしましたとしても、本年度の予算にはないはずですね。それから政府では補正予算は組まないと言ひをいたしておりますのに、一体この金はどこから持つて来るのでしょうか。

○小倉政府委員 その点につきましては

も、きのうも詳細にいろいろ質疑応答がございしたもので、ごく簡単に回答いたしますと、仰せの通り補正予算は組まないという政府の方針であります。従ひまして補正予算で組むということをごで申し上げるわけには参らぬのでございしますが、これまでの例がございしたもので、法案が成立いたしますれば、政府がいたしましても予算の計上方面について努力する、考慮する、さういふことであつたのであります。

○井出委員長 この際委員長よりお諮りいたしますが、提案者代表の金子委員は、このほど来病苦を押されて出席をされておられますので、夜中たいへん疲労されておられるように委員長は見受けるのであります。この際吉川委員が提案者代表としてかわりたいと言ひておられますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○中村(時)委員 病氣ださうですから私一回も聞いたこともないので、それが二、三だけ聞きたいのです、それが、いかがですか。

○井出委員長 中村君の質問を許します。

○中村(時)委員 お疲れのようですから、私個々の問題に關しては、いろいろ聞きたいのですけれども、総合的に一、二点だけお尋ねをしておきたいとがある。といふことは、この法案を讀みます前に、今の農林といふものを考へた場合に、協同組合といふものは、その協同組合自身がみづからの手によつてやつて行くのが基礎なんです。それにかかわらず、結局さういふふうに赤字が非常に出て来たといふことは、今の政策が悪いのか、あるいは協同組合自身の経営が悪いのか、どち

らかなんです。今のような資本主義の形態でやつて行けば、大きな資本に追い込まれて、結局赤字が出て来るのは当然です。赤字が出て来るものを、ただ単に政府は助成するだけだという意味には行かぬと思うのです。そこでこの問題を解決する段階として、指導連のこういう段階をつくつておいて、次に結局結果において農村で一番大事なのは生産です。その生産に伴う技術の問題もある。そういうふうなあり方というものが将来必要になつて来るだろうと私は思う。そういう問題に關して、提案者としてはこれをつくつて、その後でどういふ考え方をもちてそういう処理をせよとされておるか、その点が非常に大事だと思ひますから、お聞きいたします。

○金子委員 基本的な問題でありますので、これは提案者の私見になると思ひますが、私見でなければ申し上げたいと思ひます。今回の協同組合法の改正、その中で中央会方式を一つ打ち立てたといふことは、さういふ申し上げたように、現段階における各単協を初め、連合会等の經理の能力を欠いておるための紊亂というものが、非常に大きく出ておる、こういう点からこの点をまず解決しようといふのでありますけれども、さういふ申し上げたように、經理が明らかになつたからといつて、それで必ずしも赤字が消えるとは思ひません、これには今の農民自体の經濟力が標準生産の企業の価値を持たない、こういうものの寄り集まりであり、いわゆる資本主義下における非常に弱いものの立場であります。従つて一つの團結を見ましても、やはりこれが小さいもの同士であります。

から、おのずから資本主義カルテルのようなものにあへば、一たまりもなくこれは搾取の状態に置かれる。こういう点を考えましたときに——あくまでこれは比較的問題なのであるが、しかしながらさういふふうな協同組合の立場と現段階の状況と、もう一つはこの法律が一年前出されておいて、団体再編成といふような言葉を使われておりましたが、これは団体再編成ではないと私は考へております。ただその団体の再編成の問題をなぜ私がここで申し上げるかというと、今農村のすべての団体のあり方というものを一応組上に乗せて、さうして經濟的な面あるいは技術指導の面、いろいろの面を取上げて、農村が真に強力な生産協同体の形をどうしてとれるかといふことを、一ぺん根本的に考え直す時期が来ているのではないだろうか。今の協同組合法等も、これはアメさんにこしらえてもらつたやうな言ひとはなはだ失礼でありますけれども、向うの気分が非常に強くなつておる協同組合でありまして、この方式が、日本のこの自然發生的な農民、庶民、經濟的の單位の非常に低い農民の地域協同体に當てはめるのに適當であるかどうかといふことも、相當疑問があるものであります。従つてこれは御承知の通り、農業協同組合の中で共済事業が行い得るといふ点の二、三について、政府がやりかけた仕事でありますので、それに一部を補足いたしまして今回これを提案いたしておりますが、根本的な農村の問題に対して掘り下げて行くことを、どうしても最も近き将来に——ことに占領

軍もありませんし、占領下でもありませんので、こういう際に同志の皆様方とほんとうに研究して、さうして日本の農村の再建の根本問題に對して掘り下げ、同時に建設的な農村の団体の再編成なり、協同組合の根本改正をやらなくちゃならぬ段階にすでに來ておる。さうして私も、この法案はこれで行くが、将来皆様方とわれわれお互いの力を合せてその域に達したいといふことを、私個人の希望として考へておるわけでありまして。

○中村(時)委員 この問題に關しましては、根本的な問題で私もいろいろ考へ方を申し上げて、事務当局に御答弁願ひたいと思ひますけれども、時間がありせんから一応打切ることになります。

次にもう一点、たとえばこの中央会ができた場合に、その指導、監督を中央会がやるといふことになつておる。さうすると、たとえば今言つたやうな補助金をもらふやうな機関が、さういふ監督、指導をするといふやうなことが、はたして正しく農民から理解され、農民の一つのプラスになるかどうか、それが一つ。少くとも補助金をもらひ、さういふやうな傾向にあるときには、在來からのものを見ても大體行政機關がやつておる。さうすると官庁において農業協同組合といふものがあつて、その農業協同組合部といふものがある。その農業協同組合部といふものとの關連性、またひいてはこの執行機關であるところの——さうなればこれは一種の執行機關ですね。それに對して協同組合部とこの中央会の關連性がいかなる形になつて現われて来るか、この点をひとつお聞きしたい。

御答弁申し上げておるのであります。が、本來ならばこの中央会のあり方といふものは——お前、提案しておいてなぜさういふことを言ふかといふおしかりを受けるなら別でありますけれども、これは現実の問題であります。私は隠しなくお話ししますが、私個人の考へ方は、この協同組合の外へ中央会方式といふものを出しまして、さうしてむしろ幅をもつと広げて、農林漁業、さうして農村關係のものを一くくりにした中央会法といふやうなものを提出しまして、これをやつて行くといふことの方がいいのではないかとさう考へるものなのであります。ただこの際この問題がさういふやうな形で出て参りましたから、基本的な問題を、先ほど申し上げたやうに、それまでは一応これで行くはかはない。やるべきことが正しい。従つて監督官庁の問題は、これは主として指導的な立場における監督をする。それで官の方ではこれは指導といふか、むしろもつと強い意味の監督に當る。官僚的な監督をやりますと、私も過去においてもわかるのですが、どうしても萎縮してしまふのでございませう。それで仕事の苦しみを知らない人たちが中心になるといふのは、もう一つ、助成金の問題が苦にならうでありますからあくまで御説明申し上げますが、これは助成金は中央会といふ団体あるいは協同組合に對する漫然とした助成金でない。さういふ助成金は私は提案者としてもらいたくない、むしろ官の責任として協同組合の指導監督に當るべきことが適當だと思ひます。官自身が當るとそれだけの經費がなか／＼とり得ないといふことと、もう一つは自主性をもつて代表者

を出しておかぬと、今の角をためて牛を殺すやうな監督をやつてはいけないう、さういふ面からこの中央会がやるのであります。従つて中央会の中のその仕事に對して、それだけが中央会の仕事でありせんから、その官がやるやうな仕事を中央会がやる、その面に対する金を責任的に政府は出すのだといふやうな考へ方で、經營が赤字になるから金をもらいたいのだといふやうな形式では、私個人としてはこの金をもらいたくないといふ考へであります。

○中村(時)委員 今のお答への中には、非常に重大な問題を大分含んでいるので、いろいろお話をしなければならぬと思ひますが、一応これはあとに譲りまして、最後に一問、今たとえば足鹿委員にしても芳賀委員にしても古賀委員にしても、一番おつしやつていられる問題は、この中央会が農会のようなかつこになつて、たとえば昔の中央ギルドといふ線が出て来やせぬかといふおそれがあるわけですね。その一つの現われとして、この法案に目を通した中からは、これは一党一派に偏しないといふやうな規定もなければ、一つの方向に裏づけられやしないかといふおそれが多分にある。ちやうど皆さんが、農民組合がさういふものになりはしないかといふ御質問を足立委員がおつしやつたが、それと同じ結果が危惧されておる、さういふ意味においてどういふやうな考へえを持つておるか、この点をひとつ伺ひたい。

○金子委員 これは一党一派に偏するかとかなんとかいふことになりまして、私も政治的な経験が非常に浅いために、さういふ感じは持たない

いのであります。たとえばかつての中央会が、政治的に一党一派に偏したといふこともなかったと思います。それから農会と同じような傾向を持つじやないかといふことについては、これは私はそういう点はないとはつきり自信を持つております。なぜならば、かつての農会というものは、協同組合とまた別な立場におきまして、そして協同組合と別の負担金、資金構成によつてなつております。でありますからこれはむしろかつての中央会というものを想像していただくことと、監査連を想像していただくことによつて、私はその程度のものでないかと思つております。

○中村(時)委員 私はまだいろいろ質問したいことがあります。またあと
の機会に譲りたいと思います。

○川俣委員　ちよつと金子さんの意見だけを聞いて、あとは経済局長に聞きたいと思うのです。議論しようとは思わないのですから、そのつもりで御説明願いたい。

現行法によると二章、新しいP.L.I.I.の八号、九号、十号ですけれども、現行法によりますと八号は「農業上の災害又はその他の災害の共済に関する施設」とありますが、今度は改められて「共済に関する施設」とされております。これに対するあなたのお考えを伺いたい。第九は「農村の生活及び文化の改善又は医療に関する施設」となっておりますが、これを「医療に関する施設」とえられております。第十は「農業技術及び組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供に

関する施設、これを「組合員の農業に
関する技術及び経営の向上を図り、又
は農村の生活及び文化の改善を図るた
めの教育に関する施設」と直つており
ます。これについて直されたお考え
を、この際が聞きたいというよりも、
も、これをかえられたニュアンスを知
りたいという気持が非常に多いだろう
と思いますので、これに対する見解を
承りたい。

○金子委員　ただいまの川俣委員の御質問は非常に急所でありまして、これは農林委員会以外のところでもちよつと問題になるようなかんじなところでもあります。というのは、以前の書き方では、農業共済に対する幅が狭いのであります。それを今度、組合員の家族の生命までやるということになると、あれよりもつとこの方が漫然としておりますけれども、意味を広く解釈ができる。これはただいまのあなたの質問は非常に急所なのでありますけれども、これは内緒々々というような考え方で、少し問題になるかとも思いますけれども、そういう意味が含まれておるのでございます。

○川俣委員　私に説明するのじやなくて、これは一般の問題が起きるだろうと思うので、速記録にとどめておきたいためにお聞きしているのです。

○金子委員　そういうことでありますから、これは間口をあまりしぼらないで、もう少し広く行けるといふのが――實際現実には今広く行っているものですから、それを当はめるためには広くしなければならぬ、こういうことであります。それから第九の医療の方は従来のように、かわりませんけれども、十の問題を書き直しましたの

は、中央会ができませんと、情報事業と
いうものは中央会がやることになりま
すので、一般事業の方では、その事業
に直接関連した情報以外はやらないと
いう結果が出て参りますので、こうい
うふうに書き直したわけであります。
○川俣委員 もう一つ、これは決して

議論するのでありません、理由を明らかにしておいていただきたいにおおねするのですが、「施設」としている点、政府案も「施設」となっております、金子さんの案も「施設」となっております。これを本章は「事業」となっているのに、「事業」としないで「施設」とされ、しかもあとの十二号でこれに「附帯する事業」となっております。どうも逆に「施設」でなく「事業」として、あとにこれに「附帯する施設」というのが普通の常識のように思うのですが、なぜ先に「施設」とし、あとに「事業」というふうにされたか、このお考えをひとつ承りたい。

○金子委員 これは特に私の意思でございまして、法文技術上の問題です。

○川俣委員　それではけっこうです。

○古屋(員)委員 一点だけ伺っておきたい。農業協同組合の目的の中で一番大事なのは、生産の増強の点なんです。が、農業生産の増産をすることについての点が、今度の御提案の中にはないのです。今までは農業協同組合が流通面だけを扱っておつたので、共同生産、共同作業の点についての指導というものはあまり盛られていない。私は今回の御提案の中にはどうしても共同生産、共同作業等、生産の増強に対する指導面が盛られるべきだと思いますが、大分いろ／＼技術面とか何とかあ

りますけれども、特に具体的に共同作業に関する関係であるとか、あるいは共同生産に関する関係であるとかいうことが、ここにちよつと拝見ができないのでありますが、そういう点に対するところの御考慮はどういう関係になつておられますか。

○吉川(久)委員 それは元通りでございます。今まで通りでございますから、さように御了承願います。

○古屋(貞)委員 私どもの考えており
ますのは、一番大事なことは、共同作
業、共同生産の点が農業協同組合では
欠けている。そうしてただいま改正さ
れまして中央会の中に最も重点とし

て、これは指導啓蒙の面に非常に必要だと思ふのですが、中央会の事業の中にこれが現われていないので、その点について、これはどういふ理由でこゝへ中央会の事業としての大事な点を加へなかつたか、この点を承りたい。

○吉川(久)委員 協同組合で今日まで

○古屋(眞)委員　中央会でやつておりますが、中央会で従来も共同作業、共同生産等、生産を増強する点について、ほとんど農業協同組合はやらぬといつてもいいぐあいに考えられる。と申しますのは、流通過程だけに非常に重きを置いて、そうして流通過程の共同事業としては非常に力を入れておりますけれども、生産の面においては非常に欠けている。これが農業協同組合の一番重点だと思つてゐるわけであります。この点に対する一つの施策は、中央会がおやりになるというが、この事業の中に「組合の組織、事業及び経

「事業の指導」とありますけれども、この「事業の中にあるのが「経営の指導」という面にあるのか、この点がよくわからないのです。ただいまの御答弁ではこの中に入つていというが、私どもは入つていないと考えるので、入つているとすればどこに入つていのか、承りたい。

○吉川(久)委員　御指摘の第七十三条の九の一号に「組合の組織、事業及び

経営の指導」とございますのは、組合の組織指導、事業の指導、経営の指導というのでありまして、その事業というのは第十條に掲示されておる通りでございます。

○古屋(貞)委員　そこで今の農業者生産を増加する点について、従来の農協を同組合におきましては、共同作業、事業の共同化という点が欠けている。この点につきましてはさらに強化を必要とするかと私は思うのですが、特に農協化するところ、農工連携等は、いつ

うか。

○吉川(久)委員 それほ第十条にございますが、「農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設」それから「農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理又は農業水利施設の設置若しくは管理」とございまして、これは従来通りでございます。従来これが十分に行われていなかったとするならば、今回の中央会の規定されておりますところの第七十三条の九の第一でこれを指導いたしまして、あなたの御指摘のような問題を考慮している次第でございます。

○古屋(貞)委員 そうすると具体的に

はないけれども、共同作業の点については従来の規定にはつきりあるわけであります。しかし共同生産の面については、共同生産の具体的な施策がどうなっているか、この点は従来欠けておったと思うのです。たとえば農民が個々の土地を個々に経営して、個々に生産する過程においてこれを共同生産の過程に置いておく、こういう関係については、私は今回の農業協同組合法の改正される上においては一番大切な面だと考えておるわけであります。ただいまの御説明では従来のままに置かれておるといふことでございますので、私もさらには特段なる御配慮をいたしたい、個々に特別に共同生産に対する施策、指導、こういうことが非常に必要だと思つておるので承つたのですが、そうすると、従来の関係で事足りると思つておるのであるのでしょうか。それともただ指導だけをして足りと思つたのでしょうか、その点はどうなんでしょうか。たとえば具体的に申し上げれば、農民が個々の経営をやつておる。これを共同経営をやつて、土地経営についてもやりたい、あるいはもちろんこれは政府の施策でありまして、従来のような土地改良の問題などにつきましても、これをもう少し広範囲において土地の改良をする場合には、農民が共同して土地改良をする、こういう点に対する施策、御考慮を特段にいたしたいと思つたのですが、この点も中央会の七十三条九の第一で行われ得るとお考えになつたでしょうか。

○吉川(久)委員 古屋先生は法律のこととは非常に御専門でおいでになりますから、私が申し上げるまでもございませ

せんが、現定は規定でございまして、ただその運用の問題でございまして。その運用については、これが行政的な方面からそういう問題を具体的に強化して行くという問題もありまして、けれども、協同組合自体といたしましては、この中央会の事業の指導の面、運用の面でそういう問題を取上げ、強化して行くというのを考慮に入れておるわけであることを御承知願います。

○古屋(貞)委員 今の点で私の承りたのは、生産面において共同生産の形をとる、協同組合の中につきりとこれをもちと強化することが必要だと思つておる、これを承つておるのでありますが、大体今の御説明でそれ以外にお考えがないというなら、これはやむを得ませんけれども、私もやはり共同生産の面においての強い一つの施策が必要だと思つておるので、その点を特に今回の改正の中にお入れを願ひなかつた点は、考慮されてこれで十分だと思つた点になつたのかどうか、その点どうなんでしょうか。

○吉川(久)委員 表現としては十分だと思つておりますが、ただ今後中央会の事業として、その運用の面においては、古屋さんのおつしやる通りに、もつと積極的に、今までは強い指導をして行く必要がある、そういうように考えております。

○井手委員 井手以誠君。私ももう時間もおそろひでございますので、ごく簡単に二、三点についてお尋ねしたいと存じます。

第七十三条の十に、全国中央会は、都道府県中央会の指導及び連絡を行うために事業計画の設定もしくは変更その他業務もしくは会計に関する重要事項について都道府県中央会に指示する、こういう文字があります。先般来本委員会でもよく言われている指示権のことであると私は考えておりますし、同時に補助金と関連いたしまして、この指示権はきわめて重要な問題であると考えておりますので、この事業計画の設定あるいは業務、会計などに関する指示とは、いかなるものをいかに指示する内容のものであるか、この点を具体的に私は御説明をいたしたいと存する次第であります。事業計画や業務、会計などについて変更や停止あるいは支払いの停止というようにも場合によつては考えられるような、きわめて抽象的な文字でございまして、この点は具体的に御説明をいたしたいので、特にお願いを申し上げます。

○吉川(久)委員 井手委員は農協を直接御担当になつた御体験を持つておいでになるので、私が御説明申し上げるまでもなく十分御存じであると思つておりますが、ただいまの農協の実態は、全体とは申しませんが、相当問題になるものがございまして、そういうものを、中央会のこの性質からいたしまして指導——計画に一つの基準を与え、あるいはその計画が適当でない場合には、その内容等について適当な指示をするというところは、これは中央会の事業の指導を行うあるいは経営の指導を行う本質から当然出て来る問題でござい

はやむを得なからうというように考えております。

○井手委員 指導監督が必要であることは、私も十分認めておるわけでありますが、問題は指示権の発動ということでございます。場合によりまして、せつかく連合会が計画をしておつたものを停止させ、あるいは契約をしておつたものの金銭の支出を停止させるといふような指示権も、これには含まれておることを私も私は考えなければならぬし、いろいろと拡大解釈と申しますが、現在予想しなかつたこともやれる内容を持つものであると私は考えておるのであります。だから私は、この点は具体的に御指示をいただかぬと簡単に了承できないわけでありまして、それが今後補助金と関連いたしまして、この点がかんじんなところであるろうと私は思つておる。そこで指示とはこの範囲のものである、これ以上のことはしないというふうな一つの線がなくてはならぬ。吉川委員はよく御存じのように、農協についてはその自主権を尊重するという原則がありますので、それに対してはやむを得なく計画したものを變更させる、いわゆる上級機関の指示によつて變更させ、停止させるといふことは、簡単にできない問題である。従つてそれは考えなくてはならぬと思つておる。その点については具体的に御指示を願ひなければならぬ。この点は今後の運営の上にはきわめて重要な点でありますので、懇切に御答弁願ひたい。同時にこの点は経済局長に對しても、農林省が計画された、前の法律案についてどのように考えておられるか、またこの法律案についても緊密に連絡しておつたということも聞いて

おりますので、実際の運営についてはどんなふうにお考えになつておるか、この点を詳細に明確に御答弁を願ひたいと存じます。

○吉川(久)委員 一応ごもつともなお考え方でございませうけれども、これは行政庁の指示権とは違ひます。これは自主性を持った組合員の、積み上げられて来た中央会の指示権、と申しますと言ひ過ぎでございませうが、指示でございまして、私はその点は心配はないと思つておる。しかもそれは定款でもつて定められておるということ、それからその指示に對して違背をした場合に、その罰則を規定してはおりません。従つてそれにあつても従わなければならぬというふうな心配はないと思つておる。なおこれは指導の内容の連絡事項に属するのでございませうから、指導の上はその内容がどういふふうになつておるか、こうした方がいいのか、悪いのか、あつた方がいいのか、いやいかというふうな程度の指示でありますから、井手委員の御懸念になるほどの問題ではなからうと思つております。

○井手委員 ただいまそう御心配にならぬでもいよいよお言葉ではござい

提案者の答弁によるところの、単に従わなくてもいいようなものではないと私は考える。また定款に定めるのであるから心配いらないという意味の御答弁もありましたけれども、それでは中央会の定款はどのように想定なさつておるか、これは自主的にきめられるというものではありましようけれども、やはり提案者としては、定款に定めるところによるところでありまうれば、大体の構想がなくてはならぬと私は考えるのであります。その定款には大体どの辺の基準によつて指示をするものか、支出の停止、変更——一旦契約したものの支出の停止、物品売買とかその他の契約についての変更、こういうものはさせないとか、あるいは事業計画として民主的に決定したものであることは変更させないとか、こういうことは私はあり得ないことだと思ふ。いまさら私が農協法の昭和二十一年でございまして、二十二年でございまして、できましてからの提案理由を申すまでもないのでありますが、そのときは決してそんなふうな、今のようない理由は申してなかつたのであります。あくまでも自主性を尊重する、法規に従つて手続をすれば、すべてこれを許可するとか承認するとかいうようなことになつておつたのであります。それが農協法の建前であると考えておるものであります。その点についてもう少し詳しく……、それだけでは私は承認できません。それと同時に経済局長にお尋ねを申し上げたい。

○吉川(久)委員 ただいま井手委員が、指示は強制力を持つていふという御意見でございましたが、先ほどある点を指示してくれとおつしやつた、その私に指示を求められた指示は、決して強制力を持つておりません。その程度の指示の内容でございまして、具体的な内容の要領については事務局から答えていただきます。

○小倉政府委員 この指示の内容でございまして、これは先ほど提案者から御説明の通りに、指導連絡について具体的に第二項でもつてその内容を若干明らかにした、こういうことに私も了解いたしております。定款でどういふように定めて、具体的にどういふ指示をするのかという点になります。たとえば事業計画を設定した場合に、その計画の内容を全国の中央会に報告をせよという、こういうことによりまして、中央会が、地方中央を通じて統一ある調和のとれた活動ができるようにする、こういうことが一つありかと思ひます。また会計に関する点につきましても、具体的な物品の購入については指示をせよとかどういふことではございせんので、やはり全体の年間の予算をどういふように組むかという点について、計画ができればそれを報告せよという、これも事業執行上重要なことでございまして、やはり全国統一的な活動に便利なように必要な報告をせよという点のために指示を願う、こういうふうなことがおもなものであると思ひます。

○井手委員 それではこの指示権、指示と申しますことは、指導の意味の指示である。従わなくてもいいといふ、まあ極端な言葉かもしれませんが、提案者はそうおつしやいましたから申し上げざるけれども、かりにそういう注意があつても、指示があつても、従わなくてもいい場合もある、従わな

くてもいいということに解釈していいかどうか、その点を念を押しておきたい、その点が第一点。それから事業計画——都道府県の中央会がきめた成規の手続によつてきまつた事業計画並びに業務並びに会計については、変更または停止をさせないという御意思であるか、この点を念のために承つておきたいと思ひます。おそれる私はその点は農協法の立法の精神から申しまして、そうであるとは信じておりますけれども、念のために私はお伺いをしておきたいと思ひます。

○吉川(久)委員 先ほど私が指示には従わなくてもいいと言つたことは、そういう強い意味ではございせん。従わなくとも罰則はない、だからそんなに恐れなくともよろしい、けれどもそれは自主的につくられておられますところの中央会の指示は、まあたとへて言いますならば、親が子供に、こういう方がいい、ああした方がいい、そういう点はどうなつておるかという程度のことでございまして、親が子を思つてやつてくれるその指導的な指示に対して子供が不安を持たないと同じ程度に了解していただきたいと思ひます。

○井手委員 親子の愛情については、私も同様な感を持つておりますが、今日はやはり親といへども、子供がどこでも、婦人まで選挙権を持つておりますと同様に、子供の立場も尊重しなければならぬと私は考えておるのであります。これは大事な点でありますので、事務局に重ねて今私が申しました二点を念を押しておきたい。

○小倉政府委員 提案者から御説明の通りでございまして、この指示の法律上の効果と申しますと、指示の違反が

直接に法律の違反になるのでございせん。従ひまして法律上の特別の効果はないわけではございせん。私法上もまた刑法上もございせん。ただ定款で定めるのでございまして、場合によつては定款によつて過怠金といったようなものがあるかもしれません。これは定款のきめ方によるのでございまして、そういう内部関係による多少の拘束というところは考えられますけれども、それ以上はなからうかと思ひます。

それから次の点でございするが、すでに府県の中央会として正式にきまつた計画、たとえば総会を開きまして——ここでは総会ではございませぬ、代議員会ではございませぬ、そういう正式の機関でございしたものを、全部中央会が一方的に変更を命ずるといふようなことはなからうかと、かように存じます。

○井手委員 私はこれ以上追究はいたしません。ただ申し上げたいことは、きわめて重要な点である、「定款の定めるところにより」と逃げられてはおりますけれども、やはりその基準といふものは持つてここに提案されることとが絶対必要であると考えます。申し上げまして追究しても、おそれるこれ以上の言葉づかいにはなからう、あとは親子の愛情くらいのものであらうと思ふのであります。詳しくは申し上げませんが、やはりこの重要な指示権についてはこれ以上はしない、これくらいについては、こういうことがあり得るというくらいは基準は私は示すべきであると思ふ。こういう点について私は遺憾の意を表したいと思ふ。それと同時に、おそれる内規によつて、規定によ

つて、従わぬ者については、親が子供の従わぬ者には小づかい金をやらぬのと同じように補助金について締めに行くことが予想されるのであります。

そこで私が最後に申し上げたいことは、あくまでも農協法の立法精神にのつとつて、必要以上の指示をなさらないように、特に私は御注意を申し上げます。提案者においても今後これの運用にあたつて、当局に十分御注意いただきたいことを、この指示権についてお願い申し上げます。

次にこの中央会の設置によりまして、監査指導が行われるということになりますれば、従来都道府県がやつておりました指導監督との関係において、相当の影響が私は出て来るであろうと考える。提案者並びに当局はどのようなにお考えになつておるか、その点をお尋ねいたします。

○小倉政府委員 その点につきましては、先ほど金子議員からもお答えがあつたところでありまして、役所の検査は主として、いわば不法のようなことがないようというところが主眼でございまして、中央会の監査は主として指導的な、どちらかと申しますれば……。

○井手委員 ちよつと途中ですが、人間の問題とかそんな問題です。理論ではなくて……。

○小倉政府委員 従ひまして人の関係は、従来農林省それから府県でやつておりました検査は、そういう面でありまして、これまで通りと考えております。これまで役所がやりました検査では不十分であつたところ、特にいわゆる総合単協でない協同組合につきましては、これは役所の検査の計画の

上から対象になつておりません。人員の上からも予算の上からも対象になつておりませんので、そういう点は特に今度の中央会に期待をいたしておるのではありません。

○井手委員 補助金の問題で、本年度分については、昨日の質疑応答で大体の見当をつかむことができたが、現在の答弁によりまして、無力な指導連を強力な中央会によつて指導する、という御趣旨のようでございます。その経費も相当膨大になるかと思ふのであります。またその経費については相当補助金を期待されておられるのではないかと。わづか何千万円かの金でできるとは考えておりません。相当気負つて提案者は提案なさつておられるようでありますが、明年度からは何億くらゐを予定されておるか、またそのうちのどのくらゐを中央にとり、その何割くらゐを都道府県に配分されるという御構想があるか。この点が第一。

次に御尋ねたいのはそれほど——それほどというよりも、御答弁によりまして、国でやるべき仕事を中央会がやるのである、当然国家がこれを持つべきであるという趣旨の答弁がありましたが、そうであるならばむしろ官僚に自由裁量されるような、予算の範囲内において毎年度これを定めるというような消極的な意味ではなくして、積極的に、幾ら負担すべきであるという義務、規定を設けることがいいのではないかと。その二点について承りたいと思います。

○吉川(久)委員 これは事務当局から答えていただいた方が適當かと思ひますが、私の考え方を申し上げますと、

二十九年度に幾ら、三十年度に幾らということをはつきり明定することはできないと思ひます。この会員がどのくらいになるか、従つて事業計画がどうなるかというふうなことは関連を持ちまして、そこにおのずから予算がきまつて来るわけでございます。その事業計画がどの程度になるかということについては、ただいまのところはわかりませんが、二十八年度においては八千万円が予定されておる。しかし二十九年度あるいは三十年度以降になりますと、井手委員のおつしやるように、あつては億という問題も出て来るかと思ひますが、ここで幾らと定めることによつて、時の農協の育成のために非常に重要な問題が出て来た場合には、そこに弾力性を持たせることにしまして、むしろ幾らと今ここで決つてきめておかない方が、私は希望が將來に持てるように思ひますので、その点についてはあなたのおつしやるようにはつきり幾らと決めない方がいいのではないかと。もつぱら事業計画に基いてそこにどれだけの見込みかということ、新しい年度の事業計画に對應してきめられるべきではないか、こういうふうに考えております。

○井手委員 私は若干意見を異にいたしております。やはりそれは必要なものであるならば、もつと積極的に規定すべきである。おそろく補助金というものがこの法律において相當の重要性を持つておると私は考えておりますが、それならば必要経費の半分であるとか、あるいはこれだけのものを出さなくちやならぬとかいふものを積極的にきめなくては、私はせつかくの提案者の意思が將來にわたつて徹底しない

という心配を持つておるのでございませう。また議員立法であれば、そこまで書いていいとは思ひ。八千万円や九千万円の金でいふと一部では憂慮される事態が——おそろくないかもしれませんけれども、せつかくのこつちう重要な事業であるならば、もつと積極的に規定を設けて、何億ぐらゐは必要であるというのを私はお示し願ひたかつたのであります。それができなければいたし方ございません。

最後にもう一点伺ひたい。百一条の三によりまして、秘密を漏らした者には罰則の規定が設けられておるようでありませう。農協にこつちういふことはどうかと考えております。その理由と、どういふふうな秘密であつて、どういふ場合に適用されるのか、こつちういふ点を明らかにしておいてもらいたいと思ひます。

○小倉政府委員 この規定の理由といひましては、この規定に明らかでございませう。監査に關連してのこととでございませう。中央会が協同組合を監査いたしました結果、當然に組合の機密に入るといふこともございませう。でそういう場合の規定でございまして、それ以外のものには適用はないのであります。

○井手委員 まだいふところとお尋ねしたいのでございませうが、大分時間もおそろくなつて委員も疲れておるようでありますので、私は不満ですけれども、これで質問を打ち切ります。

○井出委員 川俣清君。

○川俣委員 私は簡潔にお尋ねいたしますから、答弁もできるだけ簡潔にお願いします。

第一点は、中央会は独占法の除外規定を設けるような行為がないのかどうかという点です。もしも除外規定を設けなければ、これらの行為が非常に縮減されて十分な機能を果たすことができないのじやないかと思ひます。また必要だとすれば除外規定を設けなければならぬのじやないかと思ひます。ここに共済のことが入つて参りました。いろいろの事業——事業と申しますか、監督が強化されて参りますと、指令とか指導とかいふことが行われま

す。そういたしますと、協定を必要とするような問題が起つて来るのじやないかと思ひます。そこでこつちういふ点が突はあるのかもしれないが、私には見当らない。あればお示しを願ひたい。なければ、一体中央会といふものは、そういう独占法の除外規定を設けるような行為がないかと考えておられるのかという点です。

○吉川(久)委員 一般の場合には第七條に独占禁止の適用の規定はございませうが、中央会に關しましては事業の性質上、その必要を考えなかつたわけでありませう。

○川俣委員 もちろん経済団体の行為に對しては除外規定を設けていることは明らかなんです。ところがこつちういふ監査のようなことを行われますと、それに附帶して、協定のようなものについで批判が當然起つて来るのではないかと。監査する場合に、行政機関だつたら命令ができ、指示ができますよ。ところがこれは行政機関じやない、法人ですからやはり除外規定を設けなければ不便じやないかと思はれる点があるかないか、どうお考えであるかとい

う点が一点。また除外規定を設けなくても行為を縮減して、触れないようにさせるのか。どちらかということなんです。

○小倉政府委員 独占禁止法に触れないようにするわけでありませう。

○川俣委員 そういたしましたと、実は行為が非常に縮減されることになつて、十分な機能を果たせるかどうかということが疑問になる。これは議論になるから私はいたしません。

次に共済に關する施設、医療に關する施設とはどういふものをさすか。これをお示し願ひたい。

○小倉政府委員 医療に關する施設と申しますのは病院であります。もつとも病院以外にも、やかましく言へば薬を備へるということだけでも医療を相當する施設ということになるかもしれませう。

それから共済に關する施設といふこととに關連して、施設の意味でございませう。これは先ほどいふ議論がございませうが、法案のできたときのいきさつから申しまして、日本語の普通の意味で言われる物的な施設という意味ではございませう。字義的にはむしろ事業とは同じように私も聞いております。

○川俣委員 普通の通念から言いますと施設と事業とは異なる。この法文の中にも施設と事業とを異にして出ております。これは明らかです。十條の第十二号には「前各号の事業に附帶する事業」といたしておられます。従つて施設と事業とは區別いたしておるのであります。本法の提案者はあえて區別をしておるのであります。そこで施設とはどういふものをさすのかということ

が一点。それから二点は、十二号に「事業に附帯する事業」とある。この事業ですが、そうすると病院の中を行爲を行ふことだけが事業という意味なのか。ところが普通の觀念では医療は事業とは申さないであります。そこで医療に附帯する施設、その施設に附帯する事業、とういうけれどもどうも意味がわからない。私は専門家でないからわからないのかもしれないが、その点を明瞭にしたいだきたい。

○小倉政府委員　施設の意味でございますが、施設は人的、物的施設、この総合、そのいづれをも意味するわけです。人間だけを備えるのも施設でございます。たとえば理髪屋をやる場合に理髪師を雇うのは施設であります。病院をつくるのに医者を雇い、建物をつくる、両方あわせて施設、この施設を運用して行くのが事業でございます。

○川俣委員　施設を運用する事業だけに限られておるのですか。ここには事業となつておるわけで、どうも事業が本体のようにも見える、だから普通から言えば医療に関する事業または共済に関する事業、もしくはそれに附帯す

いかということをお聞きしたいので
す。

○小倉政府委員　確かに普通の日本語から申しますと、御疑念のようなことがあると思います。ただ事業の表現の仕方、事業の活動に即して表現するか、あるいは事業に伴つて必要とする人的物的施設を中心として表現するかという違いであると思うのであります。従いまして十条をごらんになつていただきましても、各号に施設といつたことがたくさんありますけれども、それをひつくるめて第一項に左の事業と書いてあります。先ほど申しましたように、この事業というのは、その施設を運用するのが普通の意味だろうと思うのであります。共済を施設と言つたことはそぐわないことだというお尋ねでございます。これは各つともでございますが、この場合も共済に関するいろいろの制度――共済事業をやる場合には、組合として共済事業の計画を立てて規定をつくる。それにやります小さいながら一つの制度になつて参りますので、それを施設というふうにつかまえたものだというふうに理解しておるのであります。

○川俣委員　議論しようとは思いませんけれども、普通の日本語の解釈とは違ふ解釈を法律の上に書くことはどうであらうか。施設とはこういうものを言うというふうにやはり解釈をそれに加えて、それで本法の施設とはかかるものを言う、それならこれは明瞭になるのです。普通の解釈とは違ふ解釈をしたということになると通らない。これはここに有力な綱島嘉法学者もおられますし、松山弁護士もおられますけれども、普通の概念でない意味を書いておいても、一般にはわからない。あ

なたがやめられると解釈がかわつて来るといふことになつてはいけなひのではないかと思ふのです。あなたがかわるかもしれないですから、個人解釈では意味をなさぬ、法律は法律としての適切な用語を用いるのが最も妥当だと思ふのです。また親切な法律だと思ふのです。非常にあいまいな言葉を使つておつて、これでいいんだというやうなことは、私はやはり体裁上から言つてどうかと思ふ。ただいまのあなたの言われるやうなお考えでありますならば、本法の施設とはかかるものを言ふといふことになれば、これはまた解釈できると思ふ。私はしろうとでわからぬですが、綱島さんがうん／＼と言つているからわかるのだらうと思ふのですが、これは常識上そうなるのではないか。私は弁護士でないからへりく

つを決して言うつもりじやありません。そこでこれはもし事業ということだつたら、事業とお書きになつたらどうか。ただ共済に関する事業と書けば非常に大きく解釈されて、摩擦が起きるから、施設とした、こういう意味なのか、ここが問題なんです。事業と書けばいろいろな方に影響するところが多岐から施設とした、もしもこういう

いうふうになつておつたとしてもすれば、これは農業委員会法との関係で、前には農業委員会と同様に農業技術をやはり農

協に行わしめるという意味では、広汎な農業技術というふうに表現されておつたのかどうかという点が一点。そこへ行くと金子氏の方は技術の面は非常に遠慮されて、組合員の農業に関する技術と範囲を限定いたしております。小倉さんの案は農村全体にわたる農業技術と、拡大いたしておりますと、今度は農業委員会の方の農業技術の問題と当然衝突して来ることになるのです。それで金子案はむしろそういう点を避けておるのだと思いますが、あなたは前の案がよろしいと思つておる

か、あとの案がよろしいと思つておられるか、この点。

それから今度は次の文化、教育の面になりますと、あなたの案は組合員の教育というふうに範囲を限定しておられる。今度の案は農村全体の教育並びに農村の生活及び文化の改善といつて、組合員以外のことにもまで及ぶ事業ができる、そういうふうになつておりますが、この点についての御見解を承りたい。

○小倉政府委員 第一点の字句の解釈につきましては、施設という言葉が日本語として適切でないといふも存じます。ただこれは今度の改正案に表れておるものではございませんで、協同組合法の制定当時から表れておる言葉であります。そこで協同組合法が最初でできますときに、やはり私は担当課長をいたしておりまして今日に至つておりまして、解釈につきましてその間全然かわつておりませんので、御心配

○小倉政府委員 現行法と改正案の表現の違いでございますが、この表現の違いは、ただいま申し上げました通り、語呂の違いくらいのものでありまして、実質上の違いはございません。協同組合が組合員以外の者に情報を提供するという仕事はできません。従いまして組合のためと書いてなくても、やはり組合員のために情報を提供するというところに理解せざるを得ないのであります。

○井手委員 関連して一分間だけ……

○井出委員長 井手以誠君、一問に限って質疑を許します。

○井手委員 先刻お尋ねするのを落しておりました。都道府県中央会の事業の中に、現行法の表現においては明示をされておられませんけれども、連合会は指導、連絡という文字があつたのであります。この改正案によりまして、都道府県中央会の事業には指導、連絡という文字がないのであります。おそれこの点は従来の指導、連絡というのは、農政活動をさすものだと私は考えておりますが、改正案によりまして、その事業ができなくなる、こういうふうになるように私は考えられるのであります。この点をひとつはつきりしておいていただきたい。もしそうであるならば、せつかくの農協の強化ということが、むしろこの点においては弱化する、後退するということをおは非常に心配するものであります。念のために伺つておきたいと思ひます。

○小倉政府委員 指導、連絡につきましても、私ちよつと聞き漏らしたのかも知れませんが、今度の中央会におきましても、組合の指導、連絡をいたすことはもちろんできるのであります。

○井手委員 どこにありますか。法文によると全国中央会が都道府県中央会をして指導、連絡することができるとしてありますけれども、都道府県中央会の事業には全然触れられていないのであります。そうしますと、それ以外の事業は建前としてできないということになりますね。私は農政活動ができなくなるのではないかと心配をもちつております。この点はひとつ明確にしたいでございます。

○小倉政府委員 中央会について書いてございますのは、御説の通りこれはメンバーたる県の中央会との指導連絡ということとで一項に入つております。県の中央会のメンバーである組合との指導、連絡につきましては、七十三條の九に、指導につきましましては、一の組合の組織、指導、事業の経営、少しくまかく書いてありますが、これは組合の指導であります。四号におきましては組合の連絡というふうに出ておりますので、指導、連絡ということとはこれで十分読めるのじやないかというふうに思ひます。

○井手委員 従来ありました連合会に關する指導、連絡、これが農政活動の基本をなす法的根拠であると私は考えております。ところがただいま指摘された第七十三條の九によりまして、いわゆる農政の問題ではなくて組合の指導事業及び経営の指導でありますので、非常に範囲が限定されております。そういうことになりましたと、ただいまおつしやる第一号では農政に関する活動が漏れておることになります。そういったしますと、目的を明示されて

おりますのでできないという結論になるように考えられますので、その点をはつきりさせていたいただきたい。

○小倉政府委員 この点は現在の法律におきましても、組合の指導、連絡というところで、協同組合の農政活動ということを表わしておるのであります。組合というふうに書いてございませうが、これはもちろん協同組合全般を意味しておるのであります。組合の指導、連絡ということで、協同組合に關する全般的な農政活動が行い得るものと理解いたします。

○井手委員 念を押しますが、七十三條の九の第一項の第一号のこの指導の文字で、今後都道府県中央会は農政活動ができると解釈してよろしゅうございませうか。

○小倉政府委員 その通りでございます。

○井出委員長 この際お諮りいたします。農業協同組合法の一部を改正する法律案に対する質疑は、この程度において終局いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、本案に対する質疑は終局いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午後十時三十一分散会

昭和二十九年五月二十七日印刷

昭和二十九年五月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局